

宮城県 環境教育基本方針



宮城県

目 次

第1章 基本方針策定の趣旨

1 方針策定の目的及び趣旨	1
2 方針の位置づけ, 性格	3

第2章 将来像と計画期間

1 将来像	5
2 環境教育の基本理念	5
3 国の方針で掲げる環境保全のために求められる人間像, 環境教育がはぐくむべき能力等	6
4 環境教育等促進法に基づく行動計画としての計画期間	7

第3章 現状と課題

1 人材育成・活用に係る現状と課題	8
2 環境教育施設等に関する現状と課題	8
3 各主体・場の取組における現状と課題	9
4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題	11
5 環境教育の多様な課題への対応	12
6 環境教育プログラムの整備と体系化	12
7 東日本大震災後の環境意識とその取組の変化	12

第4章 環境教育推進の基本的な方向性

1 人材の育成・活用	13
2 環境教育施設等の充実	14
3 各主体・場の取組の推進	15
4 民間団体等との協働促進	16
5 関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進	16
6 国際的視野での取組推進や多様な課題への対応	17
7 環境教育プログラム整備・体系化の推進	17

第5章 推進施策

1 中核人材の発掘と育成	18
2 人材を活用した環境教育の推進	18
3 中核的機能の強化	19
4 知事部局と教育委員会の連携による環境教育の更なる充実	19
5 民間団体等交流機会の確保	20

6	情報の一元化・情報発信の強化	20
7	活動促進の仕組み・制度の充実	20
8	普及啓発事業の実施	21
9	多様な課題への対応	21
10	財政基盤の整備	22

第6章 推進体制

1	行動計画の進捗状況と取組推進のための組織体制の整備	23
2	国、市町村等との連携・協働	23
3	行動計画についての評価，見直し	23

◆資料編◆

1	計画策定の体制と経過	25
2	宮城県環境教育基本方針概要版	27
3	宮城県環境基本条例（抜粋）	28
4	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	29
5	環境保全活動，環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針	37
6	用語集	50

※ この方針は，平成29年3月に策定し，同年10月に印刷製本したものです。

第1章 基本方針策定の趣旨

1 方針策定の目的及び趣旨

(1) 環境教育の必要性

私たちは、地球を構成する一員として誕生し、自然環境の十分な恩恵を享受しながら、今日の快適な社会経済生活を築いてきました。一方で私たちは、急速な経済発展を成し遂げ、利便性・効率性を追求する余り、自然環境に大きな影響を及ぼしてきたことを認識し、理解する必要があります。

今、私たちは、地球温暖化、廃棄物の増加、自然環境の悪化等の環境問題に直面しています。限りある資源から作られた様々なモノやエネルギー源を大切にしていかなければ、環境のもたらす恵みを永続的に享受できるものではありません。また、絶滅のおそれのある生物の保護に心を配らない、動物を虐待する等、人間以外の生物のいのちを軽視するような出来事や、人と人との関わりの中でもいのちの尊重に欠けていると思われる事件が発生しています。生物多様性の観点を通じ、いのちを大切にすることを社会全体で育んでいくことも必要となっています。

こうした問題に対して、私たちは日々の生活の中で、環境を理解し、意識を変革し、環境を守り、より良くするための行動を実践していく必要があります。また、「低炭素社会の形成」、「循環型社会の形成」、「自然共生社会の形成」及び「安全で良好な生活環境の確保」を進めていくには、県民、学校、民間団体、事業者、行政など様々な主体が連携し、協働で取り組むことも求められます。そのためには、環境問題を考え、理解し、解決する能力を身につけた人材の育成に努め、環境保全活動の基盤を整備し、環境教育の普及・啓発に積極的に取り組んでいかなければならないのです。

(2) 方針策定の趣旨・背景

平成3年3月に策定した宮城県環境教育基本方針（以下「旧方針」という。）は、平成18年3月に改定し、これまで「人づくり」、「場づくり」及び「仕組みづくり」をキーワードとして各種環境教育施策を展開してきましたが、改定後の10年の間には、様々な出来事や変化がありました。

平成23年3月11日、これまで経験したことのない大震災（東日本大震災）が東北地方を襲いました。これに伴い停電や燃料油不足に陥ったほか、太平洋側の多くの発電所が停止又は電力不足となり、エネルギーの重要性を痛感しました。また、これによりエネルギー使用の抑制を余儀なくされたほか、国においては再生可能エネルギー



図1 H23.3.11の石巻（日和山より）

一の導入支援制度が導入されました。

さらに、地震・津波による動植物への直接的な影響に加え、復興事業に伴うエネルギー消費量の増加や沿岸部生態系への影響のほか、原子力発電所事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策が大きな課題となっています。

こうした東日本大震災の被害は、人々の間に自然環境や環境問題に対しても、大きな価値観や意識の変化を与えました。

県では、平成28年3月、宮城県環境基本条例（平成7年3月17日宮城県条例第16号）第9条に基づき、「良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに県の施策の大綱を定める計画」として「宮城県環境基本計画」を期間満了に伴い新たに策定し、東日本大震災からの復興のための重点的な取組等を盛り込むとともに、環境教育基本方針の見直しについても位置づけました。

国では、平成19年に政府が閣議決定した「21世紀環境立国戦略」において、持続可能な社会の実現に向けた重点戦略の一つとして、「環境を感じ、考え、行動する人づくり」を掲げており、それを具体化するために「21世紀環境教育プラン～いつでも（Anytime）、どこでも（Anywhere）、誰でも（Anyone）環境教育AAA（トリプルエー）プラン」が策定され、子どもから大人までのあらゆる年齢層に対し、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会を提供していくことが示されました。また、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。）が、平成23年6月に公布され、翌年10月から完全施行されました。環境教育等促進法では、法律名称が変更されたほか環境保全活動や環境教育の一層の推進と幅広い実践的人材づくり・活用を進めていくため、基本理念が充実されるとともに、「地方自治体による推進の枠組みの具体化」、「学校教育における環境教育の充実」、「環境教育等の基盤強化」、「環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進」等が新たに定められました。

年月	世界	国	県	できごと
H 3. 3			○	宮城県環境教育基本方針の策定
H 4	○			環境と開発に関する国連会議（リオ・サミット）
H 5. 1 1		○		環境基本法の制定
H 7. 3			○	宮城県環境基本条例の制定
H 1 4	○			持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）
H 1 5. 7		○		環境教育推進法の制定
H 1 8. 3			○	宮城県環境教育基本方針の改定
H 2 3. 6		○		環境教育等促進法の制定
H 2 6	○			ESDに関するユネスコ世界会議
H 2 9. 3			○	宮城県環境教育基本方針の改定

表 1 環境教育関連の動き

このほか、国際的な動きとして、平成14年（2002年）12月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という。）の10年」（略称 DESD：“Decade of Education for Sustainable Development”）の後継プログラムとして「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」が平成26年（2014年）11月の国連総会で採択され、ESDの取組の推進・拡大を目指し、持続可能な開発を加速するために、教育・学習のすべての段階と分野で行動を起こし強化することが全体目標として掲げられました。

この「宮城県環境教育基本方針」（以下「本方針」という。）は、東日本大震災からの復旧・復興による社会経済情勢の大きな変化や法改正等を踏まえるほか、旧方針で、その取組を掲げながら実現に至っていない事項について、その必要性を整理するなど、環境教育を効果的に推進するため、旧方針の内容を見直し、新たに策定するものです。

(3) 「環境教育」の定義

環境教育等促進法において、環境教育とは、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」と定義されており、本方針ではこの定義を使用します。

2 方針の位置づけ、性格

環境教育等促進法では、地方自治体による環境教育等を推進するための枠組みの具体化の一つとして、環境教育等の推進に関する行動計画の作成を努力義務として規定しました。これを受けて、本方針を、同法の求める環境教育推進の行動計画として位置付け、将来像や推進の基本的な方向性のみならず、今後10年間の具体的な推進施策についても定めるものです。

また、本方針は、宮城県環境基本条例第18条に規定する「環境教育の振興等」を踏まえて実施されるものであるほか、宮城県環境基本計画で示されている低炭素社会の形成、循環型社会の形成など将来像を実現するための政策を推進する上ですべての基盤となる環境教育推進施策についての個別計画として位置付けるものです。

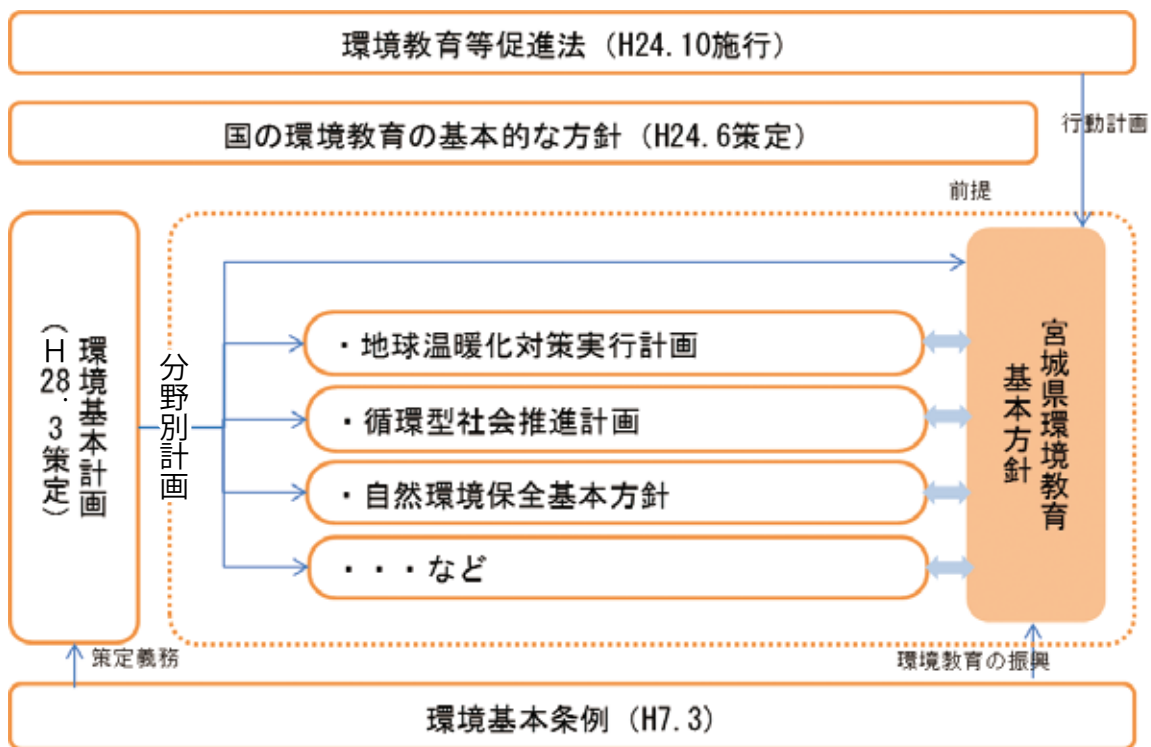


図2 宮城県環境教育基本方針の位置付け

第2章 将来像と計画期間

1 将来像

本方針の将来像を以下のように設定します。これは、行動計画として最終年度に向けた目標であるとともに、その先も引き続き目指す中長期的な将来像です。

持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会

環境教育等促進法第1条では、「持続可能な社会」とは「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」と規定しています。また、宮城県環境基本計画では、環境の将来像の一つとして「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」を掲げています。

この将来像を、本方針の将来像として掲げ、環境教育を通じて、県民、学校、民間団体、事業者、行政など様々な主体が、本県特有の恵み豊かな自然環境が私たちの生活の基礎になっていることを認識するとともに、持続可能な社会の実現のためには、日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが不可欠であることを理解し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指すこととします。

2 環境教育の基本理念

環境教育の推進に当たっては、この方針の原則となる基本理念を定めることとします。

(1) 環境問題を自らの問題として捉え、人間と環境との関わりを学ぶこと。

・私たちの日常生活や社会経済活動そのものが環境問題を引き起こしているという認識を深め、これらが環境に与える影響について、科学的及び実証的視点から学ぶことが重要であるということ。

・自然を守る意義や自然が引き起こす災害への対応を学ぶことも環境教育の重要な役割であるということ。

・人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で浪費を退けるような新しい発展の道を実践し、世界全体で社会経済の持続性を高めていこうとする考え方が、環境教育上も重要であるということ。

(2) 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心を育むこと。

多様な生物によってもたらされる恵み豊かな環境が人間の生存基盤として必要不可欠であり、物質的・精神的・学術的にも価値があるものとして大切に思うとともに、これらのいのちを尊

ぶ気持ちを育むことが重要であるということ。

(3) 自発的な環境保全活動を通じ、地域環境ひいては地球環境をより良いものにしていくこと。

環境教育は、一人一人の自発的な意思から具体的な環境保全活動を実行に移すことが重要であり、それがひいては地域環境のみならず地球環境をも保全していく原動力になるということ。

(4) 多様な主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと。

「持続可能な社会」を実現するため、県民、民間団体、行政等の多様な主体が適切な役割分担を果たしながら、相互に連携・協働の下、将来にわたって環境を保全し、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという長期的視点が重要であるということ。

3 国の方針で掲げる環境保全のために求められる人間像、環境教育がはぐくむべき能力等

平成24年6月26日に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（以下「国の方針」という。）では、「環境保全のために求められる人間像」、「環境教育がはぐくむべき能力」及び「環境教育に求められる要素」を掲げており、県が環境教育を推進していく上でも、これらの考え方を踏まえて取り組んでいく必要があります。

(1) 環境保全のために求められる人間像の例

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」、「人と人」及び「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに関心し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていくことのできる人間
- ・既成概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

(2) 環境教育がはぐくむべき能力

ア 未来を創る能力

- ・社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
- ・課題に気づき、想像し、推論する力
- ・課題を客観的・論理的に考え、合理的な判断や選択ができる力
- ・情報を収集し、分析する力
- ・課題解決のための計画を立てる力

- ・他者に共感し，意思疎通する力
- ・多様な視点や考え方を受容する力
- ・他者に働き掛け，共通理解を求め，協力して行動する力
- ・地域を創り，育てる力，新しい価値を生み出す力 等

イ 環境保全のための力

- ・地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
- ・資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
- ・環境配慮行動をするための知識や技能
- ・環境保全のために行動する力 等

(3) 環境教育に求められる要素

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと。
- ・いのちの大切さを学ぶこと。
- ・対話により，気付きを「引き出す」こと。
- ・人間と環境との関わり，環境に関連する人間と人間との関わり，その両方を学ぶこと。
- ・環境に関わる問題を科学的に捉え，客観的かつ公平な態度や判断力を養うこと。
- ・社会活動や企業活動が自然環境に及ぼす影響等を多面的に学ぶこと。
- ・自然体験，社会体験，生活体験等実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。
- ・地域を教材とし，より実践的に学ぶこと。

4 環境教育等促進法に基づく行動計画としての計画期間

本方針は，環境教育等促進法第8条第1項に基づいて宮城県の行動計画として位置づけることとし，その計画期間は10年間とします。

第3章 現状と課題

1 人材育成・活用に係る現状と課題

- ・学校教育現場における環境教育に特化した教職員向け研修プログラムは、平成19年度までありましたが、現在、整備されていない状況となっています。
- ・学校教育現場における外部人材の活用については、学校のニーズに応えられるテーマ設定と、年齢に応じて分かりやすく教えることのできる技能を有する講師陣の確保が求められています。しかし、そうした講師人材が必ずしも十分に確保されていません。
- ・環境のもたらす恵みやいのちを大切にすることを育んでいくためには、幼児期からの環境教育を推進していくことが重要であり、保育士や幼稚園教諭等が環境教育の指導者として育つ必要があります。しかし、保育士や幼稚園教諭に対する環境教育の研修等の取組は行われていません。
- ・環境関連団体で特定分野に特化した活動をしている人材に対しては、それぞれの分野での更なる専門的知識、技能の習得に向けた機会の充実はもとより、幅広い視野、ネットワークを形成できるような研修機会等の充実が求められています。しかし、環境関連団体が相互に交流する機会が十分確保されていない状況となっています。
- ・環境教育を推進するに当たって中核となる人材には、活動の場での参加者の自発的な行動を促したり（ファシリテーター）、調整やネットワークづくりを行える（コーディネーター）技能が求められています。

2 環境教育施設等に関する現状と課題

- ・「宮城県環境情報センター」については、旧方針において、環境教育支援の中核的施設として位置付けており、現在、環境関連教室等のイベント開催、環境資機材の貸出しなどを行っています。しかし、「宮城県環境情報センター」は、東日本大震災の影響により、一時的に機能が停止していたこともあり、平成27年4月のリニュ



図3 宮城県環境情報センター



図4 たまきさんサロン

ーアルオープン後も、学校現場をはじめとしてその認知度がまだ低い状況にあります。

・「宮城県環境情報センター」に加えて、県内には、「伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター」、
「蔵王野鳥の森自然観察センター」など県の自然観察系の環境教育施設や、仙台市の「たまき
さんサロン」、「科学館」などの市町村の環境教育施設がありますが、これらが環境教育という
視点での結びつきがない状況となっています。

設置主体		施設	
国		国立花山青少年自然の家	
		国立花山青少年自然の家 南蔵王野営場	
		国立大学法人東北大学植物園	
		国営みちのく湖畔公園	
		国立大学法人宮城教育大学 環境教育実践研究センター	
宮 城 県	知事部局	環境情報センター	
		宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	
		県民の森	
		青少年の森	
		昭和万葉の森	
		こもれびの森 森林科学館	
		蔵王野鳥の森自然観察センター	
	教育庁	蔵王自然の家	
		志津川自然の家	
		松島自然の家	
		宮城県図書館	
	市 町 村	仙台市	せんだい環境学習館 たまきさんサロン
			科学館
			八木山動物公園
石巻市		環境情報センター	
白石市		いきいきプラザ	
登米市		登米市伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター	
大崎市		リサイクルデザイン工房	

表2 県内の主な環境学習施設（環境政策課調べ）

3 各主体・場の取組における現状と課題

・環境教育を推進する上で、家庭、地域、学校、職場及び行政にはそれぞれにふさわしい役割が存在し、相互に協働・連携して取り組むことでより効果的な教育を行うことが必要です。

・現在、各主体・場において優れた取組が実践されているものの、その事例が紹介される機会が少なく、各取組についての情報共有や各主体間の連携が十分行われていません。

(県民)

- ・ 県民は、環境問題への理解を深め、自らのライフスタイルを見直し、日常生活において環境配慮行動に取り組むことが重要です。
- ・ 県民の多様な環境課題への関心の高まりが、必ずしも具体的な行動にはつながっていません。
- ・ 県民は、ルール化されていない取組や経済的メリットのない取組については、積極的に実践しない傾向が認められます。

(地域)

- ・ 地域において、県民が環境保全活動に参加しやすい仕組みづくりを工夫し、併せて県民が環境保全活動の必要性や関心を持つ機会・きっかけを確保することが必要です。
- ・ 地域が抱える環境問題の発見とその情報発信が十分でなく、問題意識の共有が図られていません。また、その問題を解決に結びつけられる人材が限られています。

(学校)

- ・ 小学校及び中学校をはじめとした教育機関には、子どもたちの発達段階に応じた環境教育を積極的に推進することが求められています。また、大学等の教育研究機関には、持続可能な社会づくりに向けて、諸分野にわたる研究を行うことや、各自の専門性を発揮し、小・中・高等学校等や地域等と連携して社会をリードする人材を育成することなどが求められます。
- ・ 教育・研究機関には、県民、事業者及び民間団体等が、自主的に環境学習ができるよう、資材やネットワーク等の基盤を整備するなど、地域の環境活動に対する支援も期待されます。
- ・ 児童生徒に体験学習の機会や場を提供してくれる NPO 等の民間団体・事業者との協力体制が十分でなく、その調整などコーディネートが図れる人材が求められています。
- ・ 教育現場においては、総合的な学習の時間を中心に、環境関連のテーマが取り上げられており、着実に実践されていますが、より効果的な環境教育の実践が求められます。

(民間団体)

- ・ 環境活動に取り組む民間団体は、運営基盤の弱さ、高齢化・世代交代、情報発信力の弱さなどの問題を常に抱えており、活動を継続的に進めるのが難しい状態です。

(事業者)

・事業者は、事業活動が及ぼす環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に取り組むことが求められています。環境に配慮した商品又はサービスの開発又は提供をはじめ、省エネルギー機器又は環境マネジメントシステムの導入、その一環として従業員の環境教育等を推進することも期待されます。また、CSR の観点から、積極的に自らの取組等の情報公開を進めるとともに、地域コミュニティの一員として、民間団体や行政等との連携を図り、地域の環境活動に積極的に協力・参加することが期待されます。

・環境保全の取組に対して、コスト負担増を懸念している事業者が多いことが挙げられます。

(県)

・県には、県民、学校、民間団体、事業者及び市町村等が、自主的及び積極的に取組を実施できるよう、情報提供や基盤整備などの支援が求められています。特に、環境配慮行動を促進するための制度の整備、人材の育成及び効果的な普及啓発を行うほか、相互の調整及び連携の支援を行うことが求められています。

・関係部局課室で構成する「環境教育連絡調整会議」が、東日本大震災以降、休止状態となっているなど、旧方針で掲げられた取組は十分には進んでいません。

(市町村)

・市町村は、住民に最も近い行政として、地域の住民、民間団体等への支援及び活動の促進など、より効果的できめ細やかな支援を実施することが期待されています。また、住民、民間団体及び事業者等との連携を図りつつ、自然条件及び社会的条件に応じた地域の環境保全を推進する役割を担うことも期待されます。また、自らも地域の消費者・事業者として、再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの取組、資源循環の取組などを率先して行うことが重要です。

4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題

・環境教育を「関心を高める→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の開発」というプロセスを通じて「具体的な行動」につなぐためには、県民の心の中に自発的な行動意思を芽生えさせることや「具体的な行動」への「きっかけ」づくりが重要です。

・県民が環境保全活動への参加をためらう原因として、情報、時間的余裕又はきっかけがないことが挙げられています。

・環境問題解決に取り組む NPO 等の民間団体の認知や広報力が弱く、県民が環境活動に安心して参加するきっかけを得にくい状況にあります。

5 環境教育の多様な課題への対応

・環境教育は、地球温暖化防止対策、再生可能エネルギー等・省エネルギー対策、廃棄物・リサイクル対策、自然環境保全対策、防災・減災対策等の課題解決のために必要不可欠なものである一方、最近では、「国連 持続可能な開発のための教育の10年」等の国際的な要請を受けた課題への対応が必要となっています。

・地球温暖化防止対策については、平成27年（2015年）12月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択された平成32年以降の新たな枠組みである「パリ協定」を踏まえ、国際的な要請にこたえていく必要があります。省エネルギーをはじめとして、すべての主体の積極的な行動が求められているほか、次代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの普及拡大も必要です。

・循環型社会の実現に向けては、東日本大震災以降、廃棄物等の3Rに関する意識・取組がやや停滞したことから、3Rの取組等を再始動させていくための普及啓発を行う必要があります。

・自然環境保全については、生物多様性の保全と自然環境の再生を目指し、意識付けを図るとともに、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐための人づくり・地域（コミュニティ）づくりが必要です。

・気仙沼市や白石市、大崎市を中心にユネスコスクールの指定を受け、ESDに取り組む学校が増えてきており、自然保護・環境保全など身近な環境問題に着目した学習が進められていることから、優れた取組を実践する学校を紹介する等、これから取り組もうとする学校や団体に對する支援が求められています。

6 環境教育プログラムの整備と体系化

・環境教育は、一時的な知識又は技術の習得又は活用ではなく、県民の生涯にわたる生活に深く根を下ろすことに意味があります。このため、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージで、自然な形で必要な知識及び習慣を身に付けられることが重要です。

・環境教育プログラムの整備については、国の方針においてその体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境教育プログラムの研究及び開発を行うこととされていますが、現時点でその整備がなされていません。

7 東日本大震災後の環境意識とその取組の変化

東日本大震災後、自然災害の恐ろしさだけでなく、沿岸域の自然環境の変化や放射性物質による新たな環境問題の発生などにより県民の環境に対する意識・関心・行動に変化が生じています。

第4章 環境教育推進の基本的な方向性

環境教育は、単に知識の習得にとどまるものとしてではなく、環境を保全し、より良い環境を築いていく自発的・具体的活動につなげていくものでなければなりません。また、この活動の実践によって、活動者自身の理解が促進され、環境に配慮した生活、行動の規範の確立に寄与するものとなります。

この環境保全活動は、県民が自発的・具体的に行うものですが、県は、あらゆる場面で「人づくり」、「場づくり」、「仕組みづくり」及びこれらをつなげる「連携基盤づくり」の観点で各種施策を推進していくことによって、県民が実施する環境保全活動を支援します。

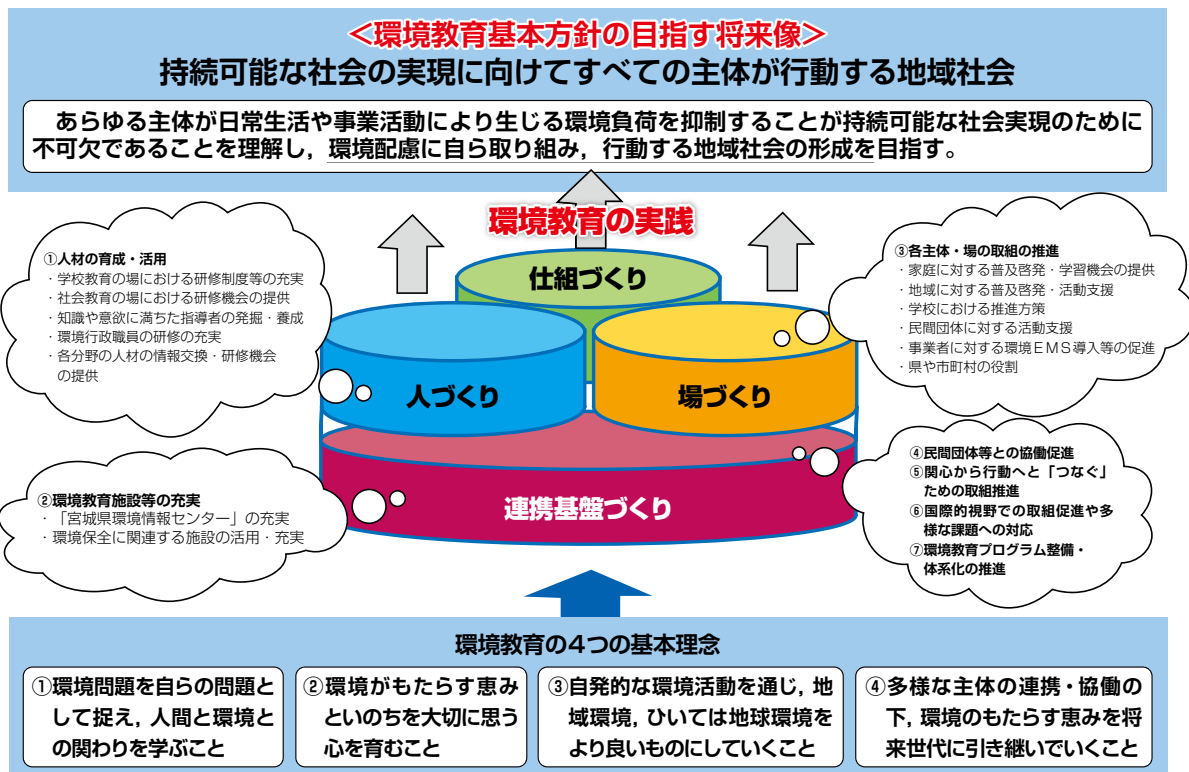


図5 環境教育推進の考え方

1 人材の育成・活用

(1) 学校教育の場では、教職員が環境とその保全に関心を持ち、率先して環境に関する知識を習得し、「総合的な学習の時間」をはじめとした教育活動等を通じて環境教育を実践できる知識や能力を身に付ける必要があります。このため、指導内容や指導方法等に関する研修制度や専門講座等の充実を図ることにより、教職員の興味関心を喚起し、環境教育を実践するための知識習得や能力の向上を図ります。あわせて、幼児期からの環境教育の推進のため、保育士や幼

稚園教諭等の興味関心を喚起し、環境教育を実践するための知識習得や能力の向上に向けた取組の検討を行います。

(2) 社会教育の場では、社会教育主事をはじめとする教育関係者が、環境教育を担う人材を育成することが望まれています。今後、環境教育を担える能力形成を図っていくため、必要な研修等の機会の提供に努めます。

(3) 環境教育を効果的に推進するため、環境に関する知識が深く、環境保全に対する意欲に満ちた指導者の養成を図ります。特に、環境教育では、地域での出前講座等実践的な学習の機会や、従来にも増して高度な内容の学習機会が求められる傾向にあることから、こうした要請に応える人材の育成・確保を図ります。また、実践の場での効果的な学習や様々な主体によるネットワークの形成を推進するため、ファシリテーターやコーディネーターの発掘・育成を図ります。

(4) 環境行政に携わる職員が率先して環境教育の実践を積み、中核となる人材として育つ必要があります。このため、職員の環境教育研修を制度化することに努め、国等が行う研修、シンポジウム、地域での環境活動等への積極的な参加を促します。

(5) 環境教育を担う人材が個々の分野に埋没することなく相互に連携して活動し、環境に関する知識についての理解を深め、活動の場を広げることができるよう、情報交換、研修会等の機会の提供を図ります。また、県民の環境学習や、民間団体・企業等での自主的な研修が活発に行われるよう、情報提供・人材の派遣等の支援を行います。

2 環境教育施設等の充実

(1) 「宮城県環境情報センター」の充実

環境教育を効果的に推進するため、「宮城県環境情報センター」を環境学習の支援に関する拠点施設として位置付け、施設とその機能の認知度向上を図るとともに、環境関連団体・学校等と連携し有効利用が図られる体制整備を図ります。また、利用者の学ぶ機会を広げるため、体験型学習機能を有する施設との連携強化を図るとともに、環境教育関連施設との適切な役割分担の下、拠点施設としての機能の充実を図ります。



図6 環境学習教室の様子

(2) 環境保全に関連する施設の活用・充実

環境保全に関わる展示施設等のほか、省資源・省エネルギー、再生可能エネルギー、森林保全、環境緑化等の環境保全に関連する事業を実施している各種の施設を環境教育の推進に当た

り効果的に活用するとともに、施設見学・体験学習等の教育的機能の付与及び内容の充実を図ります。

3 各主体・場の取組の推進

(1) 家庭における推進方策

家庭は、未来を担う子どもたちが基礎的な生活習慣を身に付ける最も重要な場であるとともに、省エネ行動やごみの分別、3R等、地域社会における環境配慮行動の実践の場でもあります。

家庭に期待される役割は、環境に配慮した行動がとれる子どもたちを育むことで、地域から環境配慮行動を推進することにあります。そのためにも、家庭において環境がもたらす恵みやそこで育まれるいのちの尊さを幼児期から伝えていくことが期待されることです。

県は、環境配慮行動の具体例について情報提供を行う等の普及啓発を図るとともに、環境分野での学習機会の提供を推進します。

(2) 地域における推進方策

環境問題に関心のある県民・事業者等が、地域で環境保全活動を実践できるよう、自然環境保全、再生可能エネルギー・省エネルギー、ごみ問題、リサイクル等の環境情報、さらには地域産業に関する情報の提供に努めるとともに、環境保全活動の具体例を提示・普及し、地域における取組を促進します。

さらに、自治会や市民グループ等の地域コミュニティやNPO等民間団体等が自主的に開設する学習機会に対して、講師の派遣、教材・情報の提供、広報等によって支援します。

(3) 学校における推進方策

学校における環境教育の推進については、子どもたちの発達段階に応じ、環境への理解を深めることが重要であることから、小・中・高等学校等を通じ、環境に関わる指導内容の充実を図ります。その方策として、各教科や総合的な学習の時間等に、身近な地域の環境や諸問題に関連付けた環境教育を含めるほか、教科の枠を超えた横断的な学習活動を展開できるような学習計画の作成を推進します。あわせて、自然体験をはじめとした体験活動や探求活動を重視した学習も推進します。

大学等の教育研究機関において、学生等の環境活動等に関する知識・技能の向上を図る際には、県内大学へ県職員を講師として派遣する等、学生等に対する環境教育へのバックアップを図ります。このほか、大学と小・中・高等学校等との連携、民間団体や企業等との連携が一層進むよう、必要な情報提供に努めます。

県では、これまで、平成3年度及び平成4年度に環境教育副読本を作成・改定し、県内小学校へ環境教育の教材として提供したほか、平成15年度に「みやぎ環境学習プログラム」、平成16年度に「みやぎ環境学習ナビゲータ」を作成し、それぞれ小・中学校の教職員に対し、環境教育の手引書として提供してきました。今後、知事部局と教育委員会とが連携し、環境教育

の一層の充実を図るために、教育現場のニーズ等を踏まえながら、本県の環境特性を踏まえた適切な教材の開発・提供等について、計画的に検討を行っていく必要があります。あわせて、環境教育を効果的に推進するため、地域社会と連携した体験型学習を多く取り入れるほか、教職員と NPO スタッフや自治体職員が共に学べる機会の充実を促進します。

(4) 民間団体における推進方策

地域の民間団体は、行政が携わりにくい身近な環境問題の解決や環境意識啓発などに取り組んでいるものの、運営基盤が十分安定しているとは必ずしも言えません。そのため、民間団体による活発な活動を維持できるような様々な機会・資機材の提供や支援を推進します。また、民間団体が企画・運営する環境教育活動と小中学校などの教育機関での学習活動とが連携できるような支援を推進します。一方で、学校での様々な教科学習において環境教育的側面が求められることから、民間団体による学習活動等がカリキュラムを考慮して企画又は調整されたり、民間団体の講師力が養えるように支援します。

(5) 事業者における推進方策

事業者における環境教育を推進するためには、まず「環境方針」を立てるなど事業者としての態度を明文化するとともに、学習機会や環境配慮行動が研修や事業活動に組み入れられることが望まれます。グリーン購入の推進や、ISO14001 及びみちのく EMS 等の環境マネジメントシステムの導入促進を図ることで、動機付けを与えて、事業者の環境に配慮した取組を一層促進します。

(6) 環境教育における県や市町村の役割

環境教育における県や市町村の主要な役割は、多様な課題に対応し、県民の学習が容易に、かつ効果的に行われるよう地域の実情に応じた必要な情報や機会を提供するとともに、環境保全活動の実践を促すための条件を整備する等、環境教育全般を支援することです。

県は、知事部局と教育委員会間の密接な連携を図るとともに、お互いの役割を分担しつつ連携・協働関係を形成しながら、継続的に環境教育を推進します。

4 民間団体等との協働促進

環境教育を実践している民間団体等の活動内容についての情報共有やネットワーク化等により、活動範囲や機会の拡大とともに、その人材の活用を図り、協働の取組を促進します。

5 関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進

(1) 環境配慮意識の向上とより良い環境づくりのための行動規範を確立する

環境に関する知識・理解を深化させたとしても、環境配慮意識に立脚した具体的行動が伴わなければ、環境をより良いものとするのは困難です。

私たちの日常生活では、たばこ・ごみのポイ捨てやごみを分別しない等の例が見受けられ、

環境配慮意識が十分に形成されているとは言えない状況にあります。

環境配慮意識の一層の向上とより良い環境づくりのための行動規範の確立に向け、環境美化を促進する等の仕組みづくりを推進します。

(2) 県民の想いを「きっかけ」につなぐ

環境に対する興味・関心があっても、「きっかけ」がなければ、環境保全活動にはつながりません。県民が求める環境教育情報を容易に入手できる体制の整備を図り、県民の想いを環境保全活動につなげる「きっかけ」づくりに努めます。

(3) 環境保全活動の有益性を周知する

日々の生活において環境保全活動を実践していくことは、省エネによる経費節減や環境美化による生活環境の快適化、健康リスクの低減等、様々な有益性が認められます。こうした有益性について、様々な媒体を通じ、的確な情報提供を県民に対して行います。特に、環境問題に関する最新の科学技術や知識を有する東北大学環境科学研究科や宮城教育大学など県内の学術団体との連携を図りながら、科学的理解を促します。

6 国際的視野での取組推進や多様な課題への対応

国連は、平成17年（2005年）からの10年間を「国連 持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」と定めました。ESDは、それぞれの地域社会で、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、様々な関係機関が連携し、社会・環境・経済・文化のそれぞれの分野で私たちが直面している地球規模の諸課題に取り組み、その解決に向けた教育を推進していくものです。そして、平成17年6月29日に開催された国連大学／ユネスコ国際会議「グローバルイノベーションと持続可能な未来のための教育」で、持続可能な開発への貢献を目指した地域の拠点として世界七つの地域が認定され、「仙台広域圏 RCE (Regional Center of Expertise)」(仙台、大崎市田尻、気仙沼、七ヶ宿及び白石の各地域)もその一つとなりました。ESDに向けたこのような取組が、今後一層広がっていくことが期待され、県としてもこれを支援します。

7 環境教育プログラム整備・体系化の推進

地球規模の環境問題を解決するためには、国際的に協調した地域での取組が必要となります。そのためには、県民をそうした地域での環境保全活動へ促すプログラムを提供していく必要があります。国の環境教育プログラムの開発・整備の状況を踏まえながら、環境保全活動の一層の促進を図るため、環境教育に関連する情報を収集し県民へ提供するとともに、様々な世代に対し、継続して実施できるプログラム（体系化した計画や教材）の整備に努めます。

第5章 推進施策

1 中核人材の発掘と育成

・知事部局と教育委員会が連携し，自治体や学校の新任職員研修制度や定例的に行われる研修制度に環境教育を積極的に導入するよう働き掛け，環境教育を推進する上で，地域の核となる人材育成を推進します。

・環境教育を実践する教職員を対象とした研修会を実施し，実践に必要となる情報の提供や手法の学習，実践事例を踏まえたワークショップ等の機会を提供します。

・県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに対応できる人材育成のため，環境教育リーダーや宮城県地球温暖化防止活動推進員等を対象とした研修を充実・強化します。

・環境分野で活躍する個人・NPO等民間団体等の情報把握に努め，環境教育推進の中核となる人材を発掘するとともに，これらの人々に対し，ファシリテーターやコーディネーターの役割を担える能力の開発を促進するため，様々な主体を対象とする研修会・ワークショップ等の機会を提供します。

2 人材を活用した環境教育の推進

・県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに柔軟な対応が可能となるよう，環境学習の場面で，環境教育リーダーや宮城県地球温暖化防止活動推進員等，環境分野の人材活用を推進します。

・学校向けの環境教育に関する出前講座に当たっては，多様なニーズに対応し，小学生等向けに分かりやすい講義のできる講師を派遣できる制度を整備します。



図7 出前講座の様子

・民間団体等には，環境教育に役立つ活動を実施している団体が数多く存在することから，こうした団体等の活動内容について県民に対し周知を図るとともに，その人材の活用を積極的に図るための仕組みを整備します。

・民間団体等が運営する環境教育プログラムに関する情報を収集整理し、学校教育現場等で活用できるプログラムを紹介する体制の整備を図ります。

3 中核的機能の強化

(1) 「環境情報センター」の機能充実

・「宮城県環境情報センター」は、環境学習支援の拠点施設として、県内の各主体が環境学習を行う際の支援体制と機能の充実を図ります。あわせて、当該施設とその機能を周知するための広報活動を強化し、施設の利活用を促進します。

・試験研究機関である保健環境センターに併設している立地を生かし、現場で環境分析を担う職員による知識の普及等、同センターと連携して、県民の環境教育ニーズや時代に合った環境学習の支援を行います。

・環境教育ニーズに合った資機材の導入を進めるとともに、その貸出を通じ、環境調査・学習を行う団体や県民の支援を行うことで、問題解決型の人材育成を推進します。

・環境教育推進の担い手となる民間団体等を支援するため、環境教育活動スペースを提供します。

・環境教育に関する情報提供機能の役割も担っていることから、環境教育に関する最新の情報や実践活動等を紹介する「環境情報センターだより」の充実等により、環境教育情報を積極的に発信します。

・実践的な環境教育の場として期待される体験型学習機能を有する施設についての情報の一元化を図り、環境情報センターと体験型施設との効果的な連携の在り方を検討します。

(2) 環境教育推進のための相談・調整機能の充実

・環境教育を効果的に推進するため、環境教育に取り組む意欲のある県民、学校、NPO 等民間団体及び事業者等からの相談対応と併せて、調整機能の充実を図ります。

4 知事部局と教育委員会の連携による環境教育の更なる充実

・知事部局と教育委員会が連携して、幼稚園（幼保連携型認定こども園等を含む。）、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育現場において、どのような環境教育ニーズがあるか、その把握が可能な体制整備に努めます。

・教育現場において環境教育を一層推進するために、どのような教育資機材等の提供が求められるのか等、知事部局と教育委員会間で継続的に話し合う場を確保し、その検討を行います。

・幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージで、必要な知識及び習慣を身に付けられるよう、環境教育を促すプログラム（体系化した計画や教材、仕組みづくり）を県民に対する確に提供していくため、国のプログラム開発・整備の状況を踏まえながら、知事部局及び教育委員会が連携して継続的に検討を行います。

5 民間団体等交流機会の確保

環境教育に役立つ取組を行っている民間団体等が、それぞれの活動内容を把握し、連携した活動を展開するため、活動内容の発表や相互に交流する機会を確保し、各主体における環境保全活動の協働の取組を促進します。

6 情報の一元化・情報発信の強化

・県民が環境保全活動を行うきっかけとして重要な情報となる、環境教育を実践している民間団体等の環境教育プログラムや環境関連イベントに関する情報、関連団体等の活動内容・優れた実践事例を紹介する情報、講師やコーディネーター等の人材に関する情報等を、宮城県環境情報提供ポータルサイトである「みやぎ環境ウェブ」等の ICT を活用した方法や情報冊子を作成する等の手段を用いて、これらの情報の一元化を図ります。



図8 みやぎ環境ウェブ

・教育現場において、環境教育に関する情報が行き渡るよう、県庁内部の連携及び市町村教育委員会との連携により、情報発信機能の強化を図ります。

・体験型学習機能を有する施設を活用して活動を促進していくため、こうした環境教育施設の情報、ホームページや冊子の作成等を通じて、県民に広く周知します。

・若年層への浸透を図るため、普及啓発に当たっては SNS 等、同世代が情報を受け取りやすいツールの活用に努めます。

7 活動促進の仕組み・制度の充実

・県民・事業者が環境配慮行動を行う「みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言」の普及啓発を図るとともに、宣言後の取組状況の報告と次年度の宣言を求め、その取組の継続的実践を促します。

・物品の購入等や役務の調達に当たって、その必要性を十分



図9 みやぎ e 行動 (eco do!) マスコットキャラクター「eちゃん」

考慮し、物品等の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行う「グリーン購入」を促進するため、関係団体と連携して普及セミナーや施設見学会等を開催します。また、環境配慮事業者の登録条件として、県の物品調達優遇制度の対象となる事業者向け「みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言」には、グリーン購入の項目を設定し、その取組を促進します。

- ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギーに役立つ環境配慮機器等購入を支援することで、県民及び事業者の環境配慮行動を促進します。

- ・民間団体等において、環境教育を実践する取組への支援を行うことで、環境教育の担い手となる主体の活動を促進します。

- ・県民や事業者の地球温暖化防止に対する意識の醸成、環境配慮行動の促進を図るため、優れた取組についての功績をたたえる表彰制度を拡充し、既存の国・その他の様々な表彰制度も含めて、その情報を広く発信することに努めます。

8 普及啓発事業の実施

- ・環境教育の対象となるテーマは極めて多岐にわたり、かつ、質的にも学習の主体となる県民の年齢層や理解度によって、様々な啓発手段が必要となります。したがって、このような要請に可能な限り対応できるよう、学習する主体のニーズに対応した啓発手段を提供していくことが必要です。

このような観点から、各種普及イベント、研修会等を国・市町村・学校・NPO 等民間団体等との連携・協働の下、随時開催するものとし、環境教育を実践する場・機会を充実します。

- ・野外活動や体験学習を実施する場として、民間の土地やその所有者等が提供する自然体験活動プログラム等を活用する場合には、環境教育等促進法に基づいて、その安全確保に関する信頼性を適正に認定し、ホームページ等で周知を図ります。

9 多様な課題への対応

(1) 学校等における ESD 等の取組推進

県内において取組が進んでいる ESD について、その取組がさらに広がるよう、その推進拠点としてユネスコスクールの指定を受けた学校や ESD 重点校として採択を受けたサステイナブルスクールの取組状況をホームページ等で紹介するとともに、学校版 EMS など新たな取組についても普及促進を図るほか、知事部局と教育委員会との連携の下、その取組の支援の在り方を検討します。

(2) 再生可能エネルギーの活用や省エネルギー等による地球温暖化対策の推進

- ・地球温暖化の原因と考えられる温室効果ガスの削減に向けて、うちエコ診断等を通じた省エネルギー等の家庭における取組や企業の環境配慮型経営の取組が促進されるよう、教材・情報提供等による普及啓発を図ります。

・東日本大震災の経験を踏まえた、自立分散型エネルギーの確保や防災機能のあるエコタウン構築への関心が高まっていることから、全県への再生可能エネルギー等の導入・省エネルギーの促進を通じた地球温暖化対策を図るため、エネルギー消費の現状や対策の必要性等の普及啓発を図ります。



・水素ステーションの導入を踏まえ、燃料電池自動車に実際に触れる機会の確保等を通じて、水素エネルギーの有用性や安全性に対する理解を促進します。

図10 東北初の商用水素ステーション
と燃料電池自動車

(3) 廃棄物等の3R推進

・工場等から排出される廃棄物を循環資源として活用する等廃棄物の発生抑制を目指すとともにリサイクルを促進する3R等の取組が増えてきており、情報提供等により、その普及啓発を図ります。

・県民が日常生活において、家庭における3R等の環境に配慮した取組を実践し、ライフスタイルとして定着できるよう、環境教育や普及啓発を推進します。

(4) 自然環境及び生物多様性の保全

・東日本大震災により県内に存する自然環境（森林・里地里山・田園・湖沼・海洋等）が変容した地域があるものの、その後再生してきている箇所もあることから、豊かな自然環境を将来にわたって保全していくため、県民（家庭）、学校、民間団体、事業者、行政等が連携・協働し、自然環境保全活動を推進します。

・生物多様性の保全、希少種の保護・保全の必要性や特定外来生物が及ぼす影響等の普及啓発を図ります。また、生物多様性を育む農林水産業の重要性についても普及啓発を図ります。

(5) 環境リスクに関する情報提供

騒音や大気・水質・土壌汚染、化学物質等を原因とする環境リスクに関する情報提供等による啓発に努めます。

10 財政基盤の整備

環境教育については、継続的かつ着実にその推進を図る必要があり、近年の環境教育に対する期待の高まりに対応するため、地域環境保全基金やみやぎ環境税等を活用し、推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第6章 推進体制

1 行動計画の進捗状況と取組推進のための組織体制の整備

行動計画の進捗状況を把握し、効果的な取組を継続的に展開するため、知事部局と教育委員会の関係各課の連携による組織として、「(仮称)環境教育推進会議」を設置します。

2 国、市町村等との連携・協働

環境教育を総合的かつ効果的に推進していくため、国、都道府県や市町村との情報交換を密にするとともに、人材育成・研修機会の提供・各施策の実施等で、連携・協働を図り、環境教育を実効性あるものとして推進します。

市町村は、地域住民と身近に接し、きめ細かな行政サービスを実施できることから、環境教育の中核を担うことが期待されます。環境教育の推進に当たり、県は各市町村と連携しながら、その取組を支援します。この場合、首長部局と教育委員会とが連携した組織を設置することが期待されます。

3 行動計画についての評価、見直し

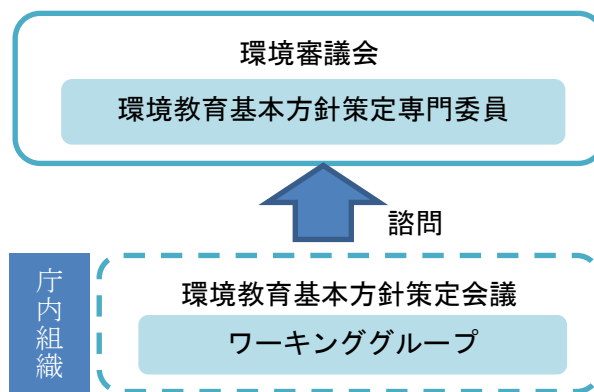
本方針の策定後、おおむね5年を目途として、取組内容や進捗状況等について評価し、その結果に基づき、改定等の必要な措置を講じます。

資料編

○ 計画策定の体制と経過

1 環境教育基本方針策定の体制

環境教育基本方針の策定に当たっては、知事から宮城県環境審議会会長に対し、「宮城県環境教育基本方針の改定について」を諮問しました。宮城県環境審議会では、「環境教育基本方針策定専門委員会」を設置し、集中的に審議を行いました。



〈宮城県環境審議会 環境教育基本方針策定専門委員〉

分類	氏名	所属・職名
学識経験者	◎石澤 公明	宮城教育大学総務担当理事・副学長
	鳥羽 妙	尚綱学院大学環境構想学科准教授
	山田 一裕	東北工業大学工学部教授
学校教育	浅野 亮	気仙沼市立面瀬小学校校長
社会教育	千葉 律之	宮城県岩出山高等学校校長
民間団体	千田 信良	有限会社千田清掃代表取締役
	戸島 潤	特定非営利活動法人蕪栗ぬまっこくらぶ副理事長
市町村	福田 寿幸	石巻市生活環境部次長

◎：座長

(敬称略)

2 環境教育基本方針策定の経緯

平成 28 年 6 月 14 日	第 1 回環境教育基本方針策定会議（庁内組織） 第 1 回環境教育基本方針策定会議ワーキンググループ（庁内組織）
平成 28 年 7 月 8 日	第 2 回環境教育基本方針策定会議ワーキンググループ（庁内組織）
平成 28 年 7 月 28 日	第 3 回環境教育基本方針策定会議ワーキンググループ（庁内組織）
平成 28 年 8 月 29 日	第 2 回環境教育基本方針策定会議（庁内組織）
平成 28 年 9 月 7 日	宮城県環境審議会（諮問）
平成 28 年 10 月 13 日	第 1 回環境教育基本方針策定専門委員会議
平成 28 年 11 月 25 日～	
平成 28 年 12 月 26 日	パブリックコメント
平成 29 年 1 月 16 日	宮城県環境審議会（中間報告）
平成 29 年 2 月 13 日	第 2 回環境教育基本方針策定専門委員会議
平成 29 年 3 月 27 日	宮城県環境審議会（答申）

宮城県環境基本条例(抜粋)

(環境教育の振興等)

第十八条 県は、市町村、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、県民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進)

第十九条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が 自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十条 県は、第十八条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年7月25日法律第130号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「環境保全活動」とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

2 この法律において「環境保全の意欲の増進」とは、環境の保全に関する情報の提供並びに環境の保全に関する体験の機会の提供及びその便宜の供与であって、環境の保全についての理解を深め、及び環境保全活動を行う意欲を増進するために行われるものをいう。

3 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

4 この法律において「協働取組」とは、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組をいう。

(基本理念)

第3条 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性を踏まえ、生命

を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度が養われることを旨として行われるとともに、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るよう努め、透明性を確保しながら継続的に行われるものとする。

3 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然環境をはぐくみ、これを維持管理することの重要性について一般の理解が深まるよう、必要な配慮をするとともに、国土の保全その他の公益との調整に留意し、並びに農林水産業その他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定及び福祉の維持向上並びに地域における環境の保全に関する文化及び歴史の継承に配慮して行われるものとする。

(国民、民間団体等の責務)

第4条 国民、民間団体等は、家庭、職場、地域等において、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に協力するよう努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、経済社会の変化に伴い、持続可能な社会の構築に関し国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の果たすべき役割がより重要となることに鑑み、基本理念にのっとり、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を行う国民、民間団体等との適切な連携を図るよう留意するものとする。

2 国は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第7条 政府は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の動向等を勘案して、定めるものとする。

(1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(3) その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境

保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。

- 4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。
 - 6 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かなければならない。
 - 7 環境大臣及び文部科学大臣は、第4項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 8 第4項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県及び市町村の行動計画)
- 第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。
- 2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
 - (2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
 - (3) その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項
 - 3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
 - 5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年1回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
 - 6 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。
(環境教育等推進協議会)
- 第8条の2 行動計画を作成しようとする都道府県及び市町村は、行動計画の作成に関する協議及び行動計画の実施に係る連絡調整を行うための環境教育等推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 行動計画を作成しようとする都道府県又は市町村
 - (2) 当該都道府県又は市町村の教育委員会
 - (3) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (4) 関係する国民、民間団体等、学識経験者その他の当該都道府県又は市町村が必要と認める者
 - 3 都道府県及び市町村は、前項第4号に掲げる者を決定するに当たっては、公募の方法により行うよう努めるも

のとする。

- 4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するとともに、行動計画の実施に関し、相協力して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に努めるものとする。
 - 5 主務大臣は、行動計画の作成及び実施が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(行動計画の作成等の提案)
- 第8条の3 次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対して、行動計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る行動計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 国民、民間団体等及び学識経験者で環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し関係を有するもの
- 2 前項の規定による提案を受けた都道府県又は市町村は、当該提案に基づき行動計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表するよう努めるものとする。この場合において、行動計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにするよう努めるものとする。
第3章 環境保全のための国民の取組の促進
第1節 環境保全の意欲の増進、環境教育等の推進
(学校教育等における環境教育に係る支援等)
- 第9条 国、都道府県及び市町村は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、環境と人との関わりが総合的に理解できるよう、学校教育において各教科その他の教育活動を通じて発達段階に応じた体系的な環境教育を行うことを促進するため、環境の保全に関する体験学習等の学校教育における環境教育の充実のための措置、教育職員の研修の内容の充実その他の環境教育に係る教育職員の資質の向上のための措置、参考となる資料等の情報の提供、教材の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 国は、環境教育の教材として活用するとともに、環境への負荷を低減するため、校舎、運動場等の学校施設その他の施設の整備の際に適切な配慮を促進するとともに、当該施設を活用し、教育を通じた環境保全活動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 都道府県及び市町村は、前2項に規定する国の施策に準じて、学校教育及び社会教育における環境教育の促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 5 国は、都道府県及び市町村に対し、第1項に規定する施策及び前項に規定する措置に関し必要な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 6 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、都道府県及び市町村に対し、第17条の規定による情報の提供(第11条第7項に規定する登録人材認定等事業に関する情

報の提供を含む。)その他の環境教育の推進に資する情報の提供等により、学校教育及び社会教育における環境教育の実施の際に、環境の保全に関する知識、経験等を有する人材等が広く活用されることとなるよう、適切な配慮をするものとする。

- 7 国、都道府県及び市町村は、環境教育の内容及び方法についての調査研究を行い、その結果に応じて、これらの改善に努めるものとする。

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

第10条 事業者及び国民の組織する民間の団体(以下この条、第21条の3第1項、第2項及び第4項並びに第23条第1項において「民間団体」という。)、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

- 2 国、都道府県及び市町村は、民間団体又は事業者であってその雇用する者に対して環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うものに対し、環境の保全に関する指導を行うことができる人材、環境保全の意欲の増進又は環境教育に係る資料等に関する情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に関する知識及び技能を向上させるため、職場において学生の就業体験その他の必要な体験の機会の提供に努めるものとする。

(環境教育等支援団体)

第10条の2 主務大臣は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体であって、次項に規定する事業(以下この条及び第25条第1項第1号において「支援事業」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、環境教育等支援団体(以下この条及び第25条第1項第1号において「支援団体」という。)として指定することができる。

- (1) 支援事業を確実に行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 前号に定めるもののほか、支援事業を公正かつ適確に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 支援団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等を支援するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行うものとする。
 - (1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
 - (2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する調査研究(これらに関する政策に係るものを含む。)を行い、及びその成果を提供すること。
 - (3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の手引その他の資料等を作成し、及び提供すること。
 - (4) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境

教育又は協働取組に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

- (5) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たって必要な指導者等のあつせん又は紹介を行うこと。
 - (6) 前各号の事業に附帯する事業
- 3 主務大臣は、支援団体に対し、支援事業に関連する環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
 - 4 支援団体は、支援事業の実施状況を踏まえ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の推進につき、主務大臣に対し必要な意見を述べることができる。
 - 5 主務大臣は、支援団体の財産の状況又は支援事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該支援団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - 6 主務大臣は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、第1項の指定の手続その他支援団体に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(人材認定等事業の登録)

第11条 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者若しくは協働取組の促進に必要な能力を有する者を育成し、若しくは認定する事業(学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条に規定する学位の授与に係るものを含まない。)又は環境保全の意欲の増進若しくは環境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業(以下「人材認定等事業」という。)であって主務省令で定めるものを行う企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第7項及び第17条において「民間の団体等」という。)は、当該人材認定等事業について、主務大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録(以下この条及び第13条から第15条までにおいて単に「登録」という。)の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - (2) 人材認定等事業の内容
 - (3) その他主務省令で定める事項
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録の申請をすることができない。
 - (1) 第26条に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - (3) 法人その他の団体であつて、その役員(法人でない団体にあつては、その代表者)のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
 - (1) 基本方針に照らして適切なものであること。

(2) 人材認定等事業を適正かつ確実にを行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

5 主務大臣は、登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

6 主務大臣は、登録の申請に係る人材認定等事業が第4項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

7 登録を受けた人材認定等事業（以下「登録人材認定等事業」という。）を行う民間の団体等（以下「登録民間団体等」という。）は、第2項各号に掲げる事項を変更したとき又は登録人材認定等事業を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
(報告、助言等)

第12条 主務大臣は、登録民間団体等に対し、その実施する登録人材認定等事業に関し、登録人材認定等事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する登録人材認定等事業の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。
(表示の制限)

第13条 人材認定等事業を行う者は、当該人材認定等事業について、登録を受けていないのに、登録を受けた人材認定等事業を行う者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。
(登録の取消し)

第14条 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

(1) 登録人材認定等事業が、第11条第4項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(2) 登録民間団体等が、第11条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 登録民間団体等が、第12条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(4) 登録民間団体等が、偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録の取消しを受けた者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。
(主務省令への委任)

第15条 第11条から前条までに定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。
(都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定等のための取組に対する情報提供等)

第16条 主務大臣は、都道府県又は市町村が環境の保全に関する人材の育成若しくは認定又は教材の開発及び提供のための取組を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
(人材の育成又は認定等のための取組に関する情報の収集、

提供等)

第17条 主務大臣は、民間の団体等が行う環境の保全に関する人材の育成若しくは認定又は教材の開発及び提供のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。
(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上)

第18条 主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。
(環境保全の意欲の増進等の拠点としての機能を担う体制の整備)

第19条 国は、国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する都道府県及び市町村の取組と相まって、国民、民間団体等の環境の保全のための取組を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

(1) 国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する情報その他環境の保全に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。

(2) 環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等に係る助言を行うことその他環境の保全に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

(3) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等相互間の情報交換及び交流に関し、その機会を提供することその他の便宜を供与すること。

(4) その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進すること。

2 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じ、国民、民間団体等が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する国の取組と相まって、国民、民間団体等の環境の保全のための取組を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備（次項において「拠点機能整備」という。）に努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。
(体験の機会の場の認定)

第20条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- (1) 基本方針に照らして適切なるものであること。
 - (2) 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なるものであること。
 - (3) 当該体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - (4) 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。
- 3 第1項の認定（以下この条から第20条の3まで、第20条の5、第20条の6、第20条の9及び第20条の10において単に「認定」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
 - (2) 体験の機会の名義及び所在地
 - (3) 当該体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
 - (4) その他主務省令で定める事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。
- (1) 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - (2) 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうち前号に該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会で行う事業の内容等が第1項各号に掲げる要件（第2項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 8 認定を受けた体験の機会（以下「認定体験の機会」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第3項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- （認定の有効期間）
- 第20条の2 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。
- （認定体験の機会に係る周知等）
- 第20条の3 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法によ

- り、第20条第3項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。
- 2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会である旨の表示をすることができる。
- （報告、助言等）
- 第20条の4 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。
- （表示の制限）
- 第20条の5 体験の機会場を提供する者は、当該体験の機会場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。
- （認定の取消し）
- 第20条の6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。
- (1) 認定体験の機会場で行う事業の内容等が、第20条第1項各号に掲げる要件（同条第2項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）に適合しなくなったとき。
 - (2) 認定民間団体等が、第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (3) 認定民間団体等が、第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (4) 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。
- （大都市等の特例）
- 第20条の7 第20条、第20条の2、第20条の3第1項、第20条の4及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会場として提供される土地又は建物の全部が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（第21条の5第6項において「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（第21条の5第6項において「中核市」という。）又は都道府県に代わつて当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村（以下この条及び第20条の9において「指定都市等」という。）の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第20条、第20条の2、第20条の3第1項、第20条の4及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。
- 2 前項の場合においては、第20条第5項中「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。

3 第1項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

(体験の機会の場として提供される土地又は建物が2以上の都道府県にわたる場合の認定等)

第20条の8 体験の機会の場として提供される土地又は建物が2以上の都道府県にわたる場合における第20条(第2項及び第5項を除く。)、第20条の2、第20条の3第1項、第20条の4及び第20条の6の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第20条第1項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第2号を除く。)」と、同条第6項中「申請者」とあるのは「申請者並びに当該認定に係る土地及び建物が所在する都道府県の知事」と、同条第7項中「第1項各号に掲げる要件(第2項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)」とあるのは「第1項各号(第2号を除く。)に掲げる要件」と、第20条の6第1項第1号中「第20条第1項各号に掲げる要件(同条第2項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)」とあるのは「第20条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる要件」とする。この場合において第20条第2項及び第5項の規定は適用しない。

(認定等に対する国の情報提供等)

第20条の9 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(省令への委任)

第20条の10 第20条から前条までに定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第2節 協働取組の推進

(協働取組の在り方等の周知)

第21条 国は、協働取組について、その在り方、その有効かつ適切な実施の方法及び協働取組相互の連携の在り方の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第21条の2 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

2 国民、民間団体等は、前項に規定する政策形成に資するよう、国又は地方公共団体に対して、政策に関する提案をすることができる。

(民間団体の公共サービスへの参入の機会の増大等)

第21条の3 国及び独立行政法人等(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号)第2条第3項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)は、環境の保全に関する公共サービス(国民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための施設の運営又

は管理、環境の保全に関する取組についての調査研究(当該取組に関する政策に係るものを含む。)等の国及び独立行政法人等の事務又は事業として行われる国民、民間団体等に対する環境の保全に関するサービスの提供その他の環境の保全の推進に資する業務をいう。以下この条において同じ。)の実施に当たっては、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において、当該民間団体の参入の機会の増大を図るよう努めるものとする。

2 国及び独立行政法人等は、民間団体がその専門的な知見又は地域の特性を生かすことができる分野において環境の保全に関する公共サービスを協働取組により実施することが効果的であると認められる場合には、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、協働取組による当該公共サービスの効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

3 前項に規定する契約の締結及びその履行に関する事務を行うに当たって配慮すべき事項その他の当該契約の推進に関して必要な事項は、環境省令で定める。

4 地方公共団体は、第1項及び第2項に規定する施策に準じて、民間団体の参入の機会の増大及び協働取組による公共サービスの実施の効果が十分に発揮される契約の推進に努めるものとする。

(環境保全に係る協定の締結等)

第21条の4 国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結並びに当該協定の作成に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。

2 国は、前項の規定による協定の締結を行った場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第1項の規定による協定の締結を行った場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第1項の規定による協定の締結を行った場合には、前2項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

(国民、民間団体等による協定の届出等)

第21条の5 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が2以上の都道府県にわたる場合にあつては、主務大臣。第3項、第6項及び第7項を除き、以下この条において同じ。)に対し、当該協定を届け出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出(以下この条において単に「届出」という。)のあった協定の内容が、

環境の保全上の効果を有するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する協定の締結に際して当該国民、民間団体等から事前に申出があった場合その他必要と認められる場合には、主務大臣に対し、当該協定が法令に適合しているかどうかについて関係行政機関の長に確認するよう要請することができる。
- 4 届出をした国民、民間団体等は、当該協定に定められた事項を誠実に履行するものとする。
- 5 都道府県知事は、届出をした国民、民間団体等に対し、届出のあった協定に定める事項が円滑に実施されるよう必要な助言又は指導に努めるものとする。
- 6 前各項（第4項を除く。）の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、第1項に規定する協働取組が指定都市、中核市又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村の区域内に限られる場合においては、当該指定都市、中核市又は市町村の長が行う。
- 7 第20条の7第3項の規定は、前項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、届出及び第1項に規定する協定の廃止に関し必要な事項は、主務省令で定める。（協働取組に対する情報提供等）

第21条の6 環境大臣は、協働取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

- 2 環境大臣は、協働取組の一層の推進を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して必要な協力を求めることができる。

第4章 雑則

（経済的価値が付与される仕組みを通じた国民の環境の保全に配慮する行動の促進）

第22条 国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に配慮する行動に対して経済的価値が付与される仕組みの普及を通じて、当該行動を促進するよう努めるものとする。（財政上の措置等）

第22条の2 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を推進する上で重要な認定体験の機会の場の提供、環境の保全に資する活動の事業化、環境の保全に関する人材の育成その他の取組を効果的に実施するため、必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 主務大臣は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行うことができる。（情報の積極的公表等）

第23条 国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民、民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

- 2 国は、前項の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うよう努めるものとする。

（配慮等）

第24条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないように配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育等推進会議）

第24条の2 政府は、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する環境教育等推進会議を設け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- 2 環境教育等推進会議に、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し専門的知識を有する者によって構成する環境教育等推進専門家会議を置く。

3 環境教育等推進専門家会議は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る事項について、環境教育等推進会議に進言する。

（主務大臣等）

第25条 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- (1) 支援団体に係る事項 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第10条の2第1項の規定による指定の対象となる者の行う支援事業を所管する大臣並びに環境大臣及び文部科学大臣
- (2) 人材認定等事業に係る事項 文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第11条第1項の規定による登録の対象となる者の行う人材認定等事業を所管する大臣及び環境大臣
- (3) 体験の機会の場の提供に係る事項 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第20条第1項の規定による認定の対象となる体験の機会の場で行う事業を所管する大臣並びに環境大臣及び文部科学大臣
- (4) 協働取組の推進に関する協定に係る事項 文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第21条の5第1項に規定する協定を締結する者の行う当該協定に定める事項を所管する大臣及び環境大臣

- 2 各主務大臣は、この法律の規定の的確かつ円滑な実施を図るため、相互に緊密に連絡し、及び協力するよう努めるものとする。

3 この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が共同で発する命令とする。

（罰則）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 偽りその他不正の手段により第11条第1項の登録を受けた者

(2) 第12条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) 第11条第7項若しくは第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条又は第20条の5の規定に違反した者

(3) 偽りその他不正の手段により第20条第1項の認定を受けた者

(4) 第20条の4第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで及び第26条から第28条までの規定は、平成16年10月1日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成23年6月15日法律第67号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定、第11条の改正規定(同条第1項中「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第7項及び第17条において「民間の団体等」という。)」に改める部分及び同条第7項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)、第20条の改正規定、第20条の次に9条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)、第21条の次に5条を加える改正規定(第21条の2及び第21条の3を加える部分を除く。)、第25条の改正規定及び第28条の改正規定並びに附則第3条の規定は、平成24年10月1日から施行する。

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

(平成24年6月26日閣議決定)

はじめに

私たち人間は、一つの生物種として、この地球上の他の生物と同様に、地球全体の環境の一部を形成しています。つまり、人間と他の生物は運命共同体とも言える関係をなしており、お互いに尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。私たちが生態系の中で生きていることを理解することは、生物の、そして人間のいのちを尊ぶ心を育むことにもつながります。

私たちは、化石燃料をはじめとした、地球上の様々なものや資源を利用して、地球環境に負荷をかけながら生きています。そして、世界中の経済が相互に密接な関係を有している現在、私たちの行動が地球環境に影響を与え、また、地球環境の悪化も私たちの生活に影響を与えており、日本にしながら、世界の様々な場所で発生している環境問題とは無縁ではいられなくなっています。

このため、私たちは「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

改正前の基本方針が制定された後、我が国の環境問題について様々な動きがありました。地球温暖化問題については、2005年(平成17年)に京都議定書が発効し、また、2020年以降の将来枠組みの構築に向けて、2011年(平成23年)の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)において道筋が示される等大きな前進を得ました。我が国は、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指し、中期目標として2020年までに1990年比で25%の排出削減をすることとしています。

また、生物多様性については、2008年(平成20年)に生物多様性基本法が制定され、2010年(平成22年)に生物多様性国家戦略2010が策定されました。同年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2011年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択されたほか、条約制定時以来の懸案であった遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書も採択されました。一方、近年、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣による、生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害が深刻化しており、また、国外や国内の他地域から侵入した外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。こうしたことを受けて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律が2004年(平成16年)に制定され、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が2006年(平成18年)に改正されるとともに、2007年(平成19年)には鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定(2012年に一部改正)されるなどしました。

さらに、従来の大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄による経済社会活動は、廃棄物の増加を招き、健全な物質循環を阻害しています。2000年(平成12年)に制定された循環型社会形成推進基本法の規定により、2008年(平成20年)に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画に基づいて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組を進めています。

また、2011年(平成23年)3月11日に発生した東北

地方太平洋沖地震やこれに伴う原子力発電所の事故を受けて、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じています。一方、被災地のみならず、我が国全体において、人と人とのつながり、地域とのつながりやボランティアなどの社会への貢献が強く意識されるようになりました。

環境教育や環境保全活動等の推進に当たっては、こうした幅広く多岐にわたる諸情勢を適切に勘案することが必要です。そして、多種の取組を一過性に終わらせるのではなく、それぞれの主体の意識を更に高めるとともに、個々の主体が取り組みやすくする仕組みづくりが求められています。

また、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが不可欠です。すなわち、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育・環境学習が必要です。

私たちは、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「法」という。)に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組めます。

政府としては、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。

1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。

「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」が1987年(昭和62年)に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示され、その内容は国際的な議論等の中で深められており、現在、その理念や考え方として、以下の4つの共通的理解があります。

第1は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を持っている点です。

第2は、地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を求めている点です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

第3は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で、浪費を退けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしている点です。

第4は、多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が

不可欠であるとしている点です。

こうした理念や考え方を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基づく措置を進めていく必要があります。

今私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした問題は、日々の暮らしに深く関わっている私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはなりません。

私たちが、自発的な行動により、持続可能な社会の構築を目指していくためには、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。また、持続可能な社会は、様々な産業、家庭や地域といった社会、科学技術、文化、歴史の継承とも深く関わってきます。さらに、持続可能な社会をつくるためには、世界的な視野に立ち、地球市民として取り組むことが必要です。

こうした視点に立つと、持続可能な社会づくりのためには、環境問題以外の問題も含めて取り組むことが必要となってきます。例えば、開発途上地域における貧困や人口の急増は、自然破壊、居住環境の悪化等の環境問題を引き起こします。自然環境に近い所で日々生活している女性や先住民の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。科学技術は、必ずしも環境に配慮して発展してきたとは言えない側面がある一方で、環境問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことが期待されます。私たちが法に基づく措置を推進していく際には、持続可能な社会づくりに必要な様々な問題に配慮し、取組の中に位置付けていく必要があります。

(2) 環境保全のために求められる人間像

環境保全を推進していくために求められる人間像としては例えば以下が挙げられます。

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間
- ・「人と自然」「人と人」「人と社会」のつながりやきずなを想像し、理解することのできる人間
- ・他者の痛みに共感し、共に働き、汗を流すとともに、協働することのできる人間
- ・理想とする社会像を自ら描き、それぞれの立場と役割で社会づくりを担っていく人間
- ・既存概念にとらわれず、新しい価値を創り出すことのできる人間

こうした要素を備えた人材は、環境保全に限って求められるものではなく、持続可能な社会づくりのために求められる理想的な人間像と言えます。また、こうした人材は環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取組によって育成されていくべきものです。

(3) 取組の基本的な方向

① 環境保全活動及び環境保全の意欲の増進についての取組の方向

ア 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性

環境という私たち共通の生存基盤は、だれのものでもありません。だれのものでもないだけに、だれかが守り、良くしてくれるものではありません。社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等といったあらゆる主体が、自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取組を必要としています。法にいう環境保全活動は、これらの課題に自発的に手足を動かして取り組んでいこうとする活動です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、地球温暖化対策その他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性

1992年(平成4年)の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言(リオ宣言)」においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。

社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

特に、喫緊の課題となっている地球温暖化問題や生物多様性の喪失等については、あらゆる主体による取組が必要であり、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策や、自然と共生する社会の実現等の具体的な成果に結びつくよう総合的に施策を進めていきます。

また、「新しい公共」円卓会議による「新しい公共」宣言(平成22年)においては、官庁などの行政機関のみならず、市民、特定非営利活動法人(NPO法人)、企業などの民間主体が、積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、国民の身近な分野において共助の精神で活動するという「新しい公共」の在り方が示され、活気のある社会づくりのために、様々な主体の支え合いによる自発的な協働取組の必要性が示されています。

この「新しい公共」の考え方もあいまって、社会を構成する各主体による自発的な活動を活性化させることが必

要です。

ウ 家庭、学校、職場、地域等における環境保全活動及び環境保全の意欲の増進を進める環境の整備

こうした活動を支える枠組みとして、1998年(平成10年)に「特定非営利活動促進法」が制定され、その後、民間活動の促進に関連した法律の整備が進められてきました。こうした枠組みにより民間活動が社会の中に位置付けられ、更に取組が活発化するという好循環が見られています。加えて、税制、助成、事業委託等により活動の経済的基盤が形づくられています。民間活動を支援するためには、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理解を深める必要があります。

さらに、体系的な環境保全活動等を行うためには、多様な主体による連携が不可欠です。そのためには、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人(ファシリテーター)、環境保全について異なる認識を持つ様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人(コーディネーター)の存在は欠かせないものであり、こうした人材を育てていく必要があります。

また、特に地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域の環境を保全、改善し、循環型の地域社会づくりを目指すことが大切です。ふるさとから学び、地域ぐるみで身近な環境を守り、良くしていこうとする動きが見られます。一方、都市の住民等にとっては、普段の生活において環境と社会とのつながりを実感する機会は多くありません。都市特有のヒートアイランド現象や大気汚染の状況について学んだり、廃棄物処理施設の見学、自然とのふれあい等の体験を通じて、自らが環境保全に取り組むことの必要性を認識し、都市生活における取組につなげていくことが重要です。こうした地域における各主体の取組は、地域のかげがえのない環境とあいまって「地域環境力」としてとらえることができます。この地域環境力を高めることが、今日求められています。

また、環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切となっており、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、職場、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っているといえます。

政府としては、家庭、学校、職場、地域等に対して、環境の保全に関する情報又は機会の提供等の支援を行い、各種行事等の自発的な活動が、主体性をいかにしながら自律的に社会経済や地域の中で定着していくよう、その環境づくりを進めます。

② 環境教育の推進方策についての取組の方向

環境教育については、1972年(昭和47年)の「ストックホルム人間環境宣言」においてその重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成することであることが明確に示さ

れました。行動に結びつく人材を育てることが環境教育の重要な目的とされています。

環境教育は、このような指摘等から分かるように、あらゆる場において、また、対象となる人の発達段階又は生活の在り方に応じ、行動に結びつくような人材を育てるとい

う視点で行われることが必要です。また、2007年(平成19年)に政府が閣議決定した「21世紀環境立国戦略」においては、持続可能な社会の実現に向けた重点戦略の一つとして、「環境を感じ、考え、行動する人づくり」を掲げており、それを具体化するために「21世紀環境教育プラン～いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAA(トリプルエー)プラン～」が策定されました。この中では、子どもから大人までのあらゆる年齢層に対し、家庭、学校、地域等のあらゆる場において、生涯にわたって質の高い環境教育・環境学習の機会を提供していくことが示されました。

環境教育の目標、内容、手法とその実現のための施策については、以下のような共通の方向性があり、これを踏まえて推進する必要があります。

ア 環境教育がはぐくむべき能力

環境教育によって育成することを目指す人間像は、1(2)「環境保全のために求められる人間像」において示したとおりですが、そうした人間に求められる能力としては、大きく「未来を創る力」と「環境保全のための力」に分けることができ、これらをはぐくむのが環境教育の役割だとい

- ・「未来を創る力」
 - 社会経済の動向やその仕組みを横断的・包括的に見る力
 - 課題を発見・解決する力
 - 客観的・論理的思考力と判断力・選択力
 - 情報を活用する力
 - 計画を立てる力
 - 意思疎通する力(コミュニケーション能力)
 - 他者に共感する力
 - 多様な視点から考察し、多様性を受容する力
 - 想像し、推論する力
 - 他者に働きかけ、共通理解を求め、協力して行動する力
 - 地域を創り、育てる力
 - 新しい価値を生み出す力 等

- ・「環境保全のための力」
 - 地球規模及び身近な環境の変化に気付く力
 - 資源の有限性や自然環境の不可逆性を理解する力
 - 環境配慮行動をするための知識や技能
 - 環境保全のために行動する力 等

イ 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されてい

このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視していきます。

- ・自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をjする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと

経験や生活に即さない学びや、実感を伴わない学びは具体的な行動には結びつきにくいいため、環境教育の観点からも、地域の身近な課題に対する取組を体験することによって、学びに実感を伴わせることができ、地域への関心・愛着に裏打ちされた行動につなげることができます。

- ・双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと

知識の一方通行に終始させるのではなく、協働経験を通じた双方向型のコミュニケーションによって、学習に参加する者から気づきを「引き出す」ことが重要です。

- ・人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること

人間と環境との関わりに関するものとしては、例えば、日常の消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものであること、私たちの活動が、こうした微妙な環境のバランスに影響を与えていること等が挙げられます。

人間と人間との関わりに関するものとしては、環境負荷を生み出している社会経済の仕組み、私たちの生活や文化の在り方について理解すること等が挙げられます。

この両方を学ぶことで、持続可能な社会に向けての道筋を把握することができます。

- ・環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること

環境問題は、科学的に原因を追求し、対策を講ずることが必要です。環境教育も科学的な視点を踏まえ、環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえていくことが求められます。

例えば、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質からの放射線による影響についても、客観的な科学的知見に基づいた知識を身に付けて、適切に判断することが必要で、そのための教育活動が求められます。

また、環境教育を受ける者が環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえるためには、環境教育を進めるに当たって、環境問題には複雑な因果関係があり、あらゆる人が環境を破壊したり負荷をかける側にも、環境破壊によって被害を受ける側にもなり得るという視点を盛り込むことが重要です。

- ・生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること

環境問題が生産・流通・消費・廃棄によって成り立っている社会経済の構造の中で生じており、私たちの消費生活が直接見えない部分で環境に影響を与えていることについて、気づきを引き出すために、製品のライフサイクルの視点で温室効果ガスの排出量や生物多様性への影響等の環境負荷をとらえる視点を盛り込むことが重要です。

- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと

環境教育を通じて、恵み豊かな環境が人間の生存にとって不可欠であるのみならず、物質的にも精神的にも、さらに、学術的にも価値あるものと認識し、これを大切に思う気持ちをはぐくむことが必要です。

- ・いのちの大切さを学ぶこと

いのちの大切さを学ぶことも環境教育に期待されている大きな役割です。昨今、国内外でいのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られています。環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。また、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にできるようになることが必要です。

この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。

③ 協働取組についての取組の方向

分野横断的な環境保全活動や環境教育等を体系的に推進するためには、単独の主体では限界があります。このため、国民、民間団体、学校、事業者等、そして国又は地方公共団体が相互に協力して取り組むことによって、環境保全活動や環境教育等の効果を高めることが可能となります。

また、協働取組を通じて形成されるネットワークや仲間は、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）とも言える財産となるものであり、社会経済の発展の土台ともなる重要なものです。

そうした協働取組を効果的に実施するためには、次に掲げるような事項に留意することが必要です。

ア 対等な立場と役割分担

協働取組を推進するに当たっては、参加する各主体は、市民社会の構成員として負っている役割に応じて、協力しながら社会経済を支えるパートナーとして対等な立場にある、という考え方が重要となります。そうした精神に基づいて、対等な立場を互いに確認しつつ、参加する主体がそれぞれ分担する役割ののりつった自主的取組を、各主体が相互に連携しながら行うことが必要です。

イ 相互理解と信頼醸成

環境保全に対する現状認識や問題意識、活動目的などは

主体ごとに異なることがあり、効果的な協働取組は、それらを相互に理解し、尊重することが大前提となります。そのためには、参加主体同士が対話を重ねて、認識や目的を共有していくことが必要です。

また、相互理解を深め、議論し、合意形成していく過程で、時間をかけて醸成されていく信頼関係は強固なネットワークを築くための礎になるものです。

ウ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用

異なる考え方を持つ各主体の間で相互理解を深め、合意形成して、ネットワークを形成していくに当たっては、主体間の違いを埋め合わせ、つなげる役割をもった調整役（コーディネーター）の存在が重要となります。適切な協働相手が見つからない場合においては、コーディネーターが連携先を見つけ出すことが重要です。

また、各主体から問題意識や意欲を引き出し、それらの内容を明らかにすることを助け、自発的な行動につなげていく役割を持った促進役（ファシリテーター）も、ネットワーク形成のためには重要です。

エ 情報公開と政策形成への参画

協働取組の参加主体同士のコミュニケーションを円滑化し、相互理解と信頼醸成を図るためには、国や地方公共団体を含めた各参加主体が、それぞれが有する情報を公開することが重要です。

また、国や地方公共団体を含めた協働取組を進め、国や地方公共団体が行う政策を効果的に実施するためにも、政策の実施段階のみならず、計画段階から多様な主体が参加する機会を設けることが重要です。さらに、国や地方公共団体が政策に関する情報を適切に公開していくことが求められます。

情報へのアクセス、政策決定への市民参画、という考え方も視野に入れつつ取り組むことが必要です。

2 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

政府は、持続可能な社会の構築に向け、国民のあらゆる主体が環境保全活動に取り組んでいくために、1（3）で示した方向に施策を進めていきます。政府及び地方公共団体は、地域社会と連携し、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組が体系的かつ継続的に実施されるよう2（2）に掲げるような個別の措置を講ずることが求められます。

また、こうした措置により地域社会では、積極的に環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する基盤を活用し、体系的かつ継続的に取り組むことが期待されます。

（1）環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に当たっての基本的な考え方

政府は、豊かな自然を保全、育成し、これと共生する社

会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること、森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等における自然体験活動その他の体験活動や協働取組の経験を通じて、環境の保全についての理解と関心、環境に対する畏敬の念を深め、気付きを「引き出す」ことの重要性を踏まえつつ、以下の基本的な考え方にに基づき施策を進めます。

① 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する考え方

ア 国民、民間団体、事業者等との連携

持続可能な社会づくりのため、環境保全に関する施策を策定し、実施する際には、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体、事業者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。

イ 自発的な意思の尊重

国民、民間団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等を行っています。このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動機となります。また、自発性は先進的で独創的な取組の原動力となります。このような自発的な意思を尊重し、施策を進めていきます。

ウ 適切な役割分担

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等に参加する主体はそれぞれ異なる得意分野や他の主体にはできない特色を持っています。それぞれの主体が、対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、いかし合い、足りないところを補い合って、適切な役割分担の下、効果的な環境教育等が行われるよう施策を進めていきます。

エ 参加と協働

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等に関する自発的な取組がより大きな成果を得るためには、多くの人が参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等をいかし、協働していくことが必要です。さらに、幅広い参加と協力を得るためには、それぞれの活動について情報を発信、共有し、活動の目的や理念に賛同を得る努力を払う必要があります。各主体の幅広い参加と協力が得られるよう交流、情報の発信に関する施策を進めていきます。

オ 公正性、透明性の確保

環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等は、活動の自発性をいかしていくためにも公正性や透明性の確保が不可欠となります。特に、様々な主体が協働して行うためには、公正性や透明性は、連携する主体の相互の理解や信頼関係の前提となります。こうした点を踏まえ、施策

を進めていきます。

カ 継続的な取組

私たちと環境との関わりは、過去から未来へと続いていきます。環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育等も、息長く取り組んでいくことが重要です。国民、民間団体、事業者等が継続的に環境保全活動等に取り組めるようにするために、人材確保や育成を通じて、又は税制、助成、事業委託等を活用して活動の人的、経済的基盤を充実させることが大切です。こうした人的、経済的基盤が安定するような環境づくりに取り組みます。

キ 自然環境をはぐくみ、維持管理することの重要性への理解

里地里山等の自然環境は、人の手をかけることによって維持されます。人の手をかけることで自然環境が形づくられることを体験することは、環境と私たちとの間の生き生きとした関係を回復することにもつながります。また、限りある自然や資源を大切にしてきた伝統的な智慧や自然観を学ぶことが必要です。地域の豊かな文化を育てていくためにも、身近な自然をはじめとした私たちを取り巻く森林、田園、公園、河川、湖沼、海岸、海洋等において自然環境を保全、再生、創出し、また、これを維持管理していくことの重要性を理解するよう施策を進めていきます。

ク 様々な公益への配慮

持続可能な社会づくりのため、環境保全だけでなく国土の保全やその他の公益との調整に留意するとともに、農林水産業やその他の地域における産業との調和、地域住民の生活の安定や福祉の維持向上、地域における環境の保全に関する文化や歴史の継承にも配慮して幅広い視点を持って取り組みます。

② 環境教育の推進方策に関する考え方

ア 環境教育を進める手法の考え方

環境教育については、その目指すところや内容に加え、その効果的な実施のための手法について研究、実践が積み重ねられています。過去の蓄積を踏まえ、以下の考え方にに基づき、環境教育に関する施策を実施していきます。

- ・ 環境教育の活動を「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促し、問題解決に向けた成果を目指すという一連の流れの中に位置付けること
- ・ 知識や理解に実感を持たせ、行動に結びつけるため、自然や暮らしの中での体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付けることや、子どもにとっては遊びを通じて学ぶという観点が大切になること。その際、指導に当たっては、体験や遊びを行うこと自体が目的化されないよう留意すること

- ・ 環境教育が行われるあらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育を着実に進めることが可能となるような効果的な仕組みを構築すること

イ 環境教育を進めるための施策の考え方

環境は様々な形で私たちの生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取組は、協働しながら取り組んでいくことが大切です。環境教育を推進する施策の効果的な実施のため、様々な場、主体、施策をつないで、多角的な視点を盛り込んでいくという考え方に基づいて進めていきます。

- ・ 場をつなぐ

家庭、学校、職場、地域等の様々な場で環境教育が提供されることが必要です。それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくよう留意します。また、地域での取組が地域を超えて幅広く共有され、全国に広がっていくという地域発のアプローチを大切にします。

- ・ 主体をつなぐ

環境教育には、国民、民間団体、事業者、学校、行政等の様々な主体が関わります。こうした主体がその特徴をいかし、連携、協働しながら活動を展開していきます。

- ・ 施策をつなぐ

環境教育の対象は、様々な社会経済活動に関わります。地域づくりや防災、民間活動、事業者の社会貢献活動、国際協力等に関する施策の中でも環境教育は取り扱われます。環境教育を他の施策と適切につなぐことにより、効果的、総合的に実施していきます。

(2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進のための施策

① 学校、地域、社会等幅広い場における環境教育

ア 学校における環境教育

学校においては、教育活動の全体を通じて、児童生徒等の発達の段階に応じた環境教育を行うこと、各教科間の関連に配慮しながら進めることが必要です。このためには、各学校において環境教育に関する全体的な計画等を作成し、総合的な取組を進めること等が大切です。また、この際、異なる学年や小学校、中学校、高等学校等の間の連携、地域の住民や民間団体、事業者等との連携に配慮しながら進めることが大切です。

平成 18 年に改正された教育基本法においては、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定されました。また、幼小中高の新学習指導要領等においては、社会科、理科、技術・家庭科のみならず他教科等においても環境に関する内容を充実しています。また、環境に関する教科横断的・総

合的な学習は、多くの学校で総合的な学習の時間において実践されています。

今後、小学校、中学校、高等学校等それぞれの発達の段階に応じて、児童生徒等が体験を通じて環境について学ぶ機会が充実されるよう、青少年教育施設、地域の自然や文化等地域社会に存在する資源、様々な社会経済活動、ピオトープや学校林等学校が有する施設を活用し、生活体験や自然体験活動、勤労生産体験活動、社会奉仕体験活動等の多様な体験活動を促進します。

また、関係府省は、国有林、国立公園、国営公園や河川等の公的な場や、国や地方公共団体等が設置、運営している施設を、体験活動の場として活用できるよう適切に対応します。

児童生徒が、環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようにすることは重要です。このため、環境教育に積極的に取り組んでいる地域や学校への支援や、その成果を広く普及するための全国規模の実践発表大会を開催するなど、学校における教育活動全体を通じた環境教育の更なる充実を図ります。

さらに、児童生徒等の学習・生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとするため、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を充実することも重要です。このため、既存の学校施設の改修の際に環境を考慮した改修を行うこと、地域在来の植物に配慮した緑化やピオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。

また、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、地域の木材の活用等を支援し、児童生徒等が環境保全のための技術やその実際の運用を体験することで、環境負荷の低減の取組についての理解を深めます。これらの取組において、学校周辺の住民が参加することを通じて、児童生徒等と住民の双方に学習効果を与えることも期待されます。

大学や大学院などの高等教育機関においても、環境を題材とした講義や研究課程等が多く設けられています。また、高等教育機関や企業、NPO法人等が連携して、大学生等に対する環境教育に資するインターンシップ等の充実に取り組むことも重要です。これらを踏まえ、大学や大学院が自発的に教育研究の更なる改善を図る過程で、多様な主体との連携が進むよう、必要な情報提供に取り組めます。

イ 学校の教職員の資質の向上

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実を努めていくことが求められます。

このため、関係府省が連携して、環境教育に取り組もうとする教職員を対象に、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと一緒に受講できる研修等を実施します。その実施に際しては、地域との連携を図るとともに、環境に関する専門家を研修の講師として活用します。

また、教職員の環境教育の指導力を向上させるためには、研修や講習等に参加することが重要であり、そうした参加が促進されるよう、各学校において環境の醸成や仕組みづ

くりが進められることを期待します。

一方、熱心な教職員は、自主的な研究会等で他の学校での先進事例を学び、地域の環境保全活動に参加するなど、自ら環境教育に関する研鑽を積んでいます。こうした教職員の自主的な取組を促進するための措置を講じるとともに、こうした一部の熱心な教職員のみにも頼ることなく、学校における環境教育が組織として進められるよう、教職員への研修等が適正に行える環境の整備を進めます。

さらに、学習指導要領の解説や環境教育について解説した資料の活用、環境教育の実践例等を紹介した指導資料の作成、地方公共団体が作成した環境教育指導資料に関する情報の提供等を通じて、教職員の指導力の向上を図るための施策を推進します。

そのほか、大学の教育学部等の教員養成課程においても、環境教育の基本的な考え方から実践的な指導方法までを含め、環境教育を積極的に扱うことを促します。

ウ 社会等幅広い場における環境教育の推進

地域や家庭における環境教育を活性化していくためには、地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めていくことや多様な体験活動の場や機会の充実を図ることが大切です。その中で、昔から地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵をいかすことも大切です。また、地域ごとの取組と平行して、地球温暖化等の地球規模の問題については、全国的に取り組んでいくことも重要です。

政府としては、学ぶことや調べることに加え、遊びの機会づくりを進めて、地域や家庭における環境教育の充実を図るため、関係府省は連携して、子どもの自然体験活動その他の体験活動の充実を努めていきます。子ども農山漁村交流プロジェクト、森の子くらぶ活動推進プロジェクト、「子どもの水辺」再発見プロジェクト、「遊々の森」の設定、水田や水路等を学びの場として活用した体験の場づくり等を推進します。また、地球環境基金、「子どもゆめ基金」事業、河川整備基金、緑と水の森林基金の活用等により民間団体等が実施する子どもの体験活動の支援を進めます。さらに、子どもをはじめとする住民が参加する生き物の調査等により体験活動の機会の確保に努めます。

環境教育を促すためには、地域の中で、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在していることも必要です。関係府省が連携して、学校施設を、住民等の様々な主体が連携した地域ぐるみの環境教育の場として活用し、こうした取組を全国へ一層普及していきます。また、社会教育施設を中心として、様々な機関等が連携して住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」を推進することなどにより、地域における環境教育の取組を支援します。そのほか、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設、国、地方公共団体、民間団体等が設置している環境学習施設や自然体験活動を行う各種の施設、全国・地域地球温暖化防止活動推進センター、消費者センター等の暮らしに関する施設を、地域の環境教育の中に位置付け、地方公共団体とも連携して、目的、対象に応じて適切に活用し、環境教育をより一層充実させていきます。

さらに、政府は、国民、民間団体、学校、事業者、地方公共団体等が行う環境教育の取組事例を紹介し、幅広く情

報を共有するとともに、優れた事例について表彰するなどして、地域や家庭における環境教育が活性化するように支援します。

エ 人材の育成・活用

学校の教職員の資質の向上だけでなく、地域社会において環境教育を担う人材の育成も重要です。関係府省が連携して地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教職員と一緒に環境教育研修を受けられる機会を提供していきます。また、政府は、独立行政法人国立青少年教育振興機構が設置運営する国立青少年教育施設や関係府省の地方支分部局等において、立地条件や各施設の特徴をいかし、生活体験活動や自然体験活動等の場、多様な活動の機会の提供等の取組を一層充実させます。さらに、これらの施設や自然共生研究センター等の環境研究施設を活用した研修会の開催等により、生活体験活動や自然体験活動を支援する指導者の養成及びその質の向上を推進していきます。

このような研修を受けた人材をはじめ、効果的な環境教育を行うことができる人材、科学技術者のように環境に関する専門的な知識等を有する人材を積極的に活用することは、学校や地域における環境教育を充実させる上で有意義であるのみならず、活躍の場が増えることで、そうした環境人材の育成が更に推進されることにもなります。

特に、環境教育で重要となる体験活動や実践活動は、学校外の専門家や地域で環境に関する活動を実践しているリーダーの参加を得て行うことが有効です。

環境保全に関する専門的知識と指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する事業（人材認定等事業）等により育成又は認定された人材等が、学校や地域において積極的に活用されるよう、必要な情報の提供を行うとともに、特別非常勤講師制度等の活用を進めていきます。

学校や地域における出前授業や自然体験活動等の環境教育において、学校外の専門家や民間団体、事業者等を活用する際、これらの専門家等と学校や地域とをつなぐコーディネーターが必要となるため、コーディネーターの育成や活用にも取り組んでいきます。学校では、学校外の専門家を効果的に活用するため、教職員と専門家間の効果的な連携が大切です。プログラム作成の段階から授業の趣旨や児童生徒等の発達の段階等について十分に情報交換し、また、専門家の授業への関わり方等について十分意思疎通を図り、教職員と専門家が適切に役割分担して授業を行う工夫が必要です。この際、教職員は、コーディネーターとしての役割が求められる場合があり、このための能力の向上を図ることも必要です。

また、事業者が行う出前授業等の環境教育や環境保全活動に、NPO 法人等も参画することは、NPO 法人等の人材を育成し、健全な市民社会を構築することにも資するため、事業者と NPO 法人等の協働も進めていきます。

オ プログラムの整備

住民、民間団体、事業者、行政等が連携、協力し、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、学習段階ごとのねらいを明らかにし、体系的なプログラム整備を図る必要があります。また、プログラムは、地域の特性に応じて作成、改良、応用されることが重要です。

このため、政府は、プログラムの体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境教育プログラムを研究、開発します。また、地方公共団体や民間によるプログラムづくりを支援するため、様々な主体が作成した環境教育プログラムや指導資料についてインターネット等を活用した情報共有システムを構築していきます。

また、児童生徒や教職員が活用できるような環境教育に関する指導資料等の開発、普及を推進します。

さらに、教職員の資質の向上や地域社会において環境教育を担う指導者の育成のための研修等の場で、プログラムについての情報を提供し、理解してもらうことで、これらのプログラムを有効に活用できる教職員や地域の指導者を育成していきます。

一方、環境教育のプログラムのみならず、指導者を育成する多様なプログラムの普及を促進します。

プログラムの内容は、環境問題や自然についての知識を得たり、体験、調査、遊びを通じて関心を高めるものであることに加え、そこから一歩進んで、環境問題の原因、これを解決するための具体的な対策、また、環境と私たちの社会の在り方について自ら考え、具体的な取組へと結びつけていくことができるようなものであることが重要です。その際、過去の公害の経験について学び、現在の環境問題の解決にどのようにいかすかを学ぶこと、また、例えば、「沈黙の春」、「成長の限界」、「我ら共有の未来」、「地球憲章」等の国内外の重要な文献や文書について取り上げ、環境問題への警鐘はどのように鳴らされ、環境問題の解決のための基本的な原則としてどのようなことが提案されているかを学ぶことも効果的です。

プログラムを作成した後は、定期的な検証や評価を加え、必要な改訂を行っていきます。これにより、最新の環境問題に対応したプログラムとなるだけでなく、開発されたプログラムが多くの人に共有されることとなります。

カ 情報の提供

環境教育の取組を促進していく上では、環境に関する正確な情報を入手できる情報提供の体制の充実が必要です。児童生徒等が主体的に学習したり、教職員が授業のために必要なデータを活用し、環境教育の教材を作成したりするためには、環境に関する正確な情報を必要ときに必要な形で入手できるよう、情報基盤を整備していくことが求められます。

このため、政府は、人材、教材、施設等に関してインターネット等を活用した情報共有システムを構築していきます。

さらに、政府は、自らの環境教育に関する情報を分かりやすく提供するだけでなく、国民、民間団体、事業者、学校、地方公共団体等の環境教育に関する表彰された取組などの具体的な事例や情報を収集、分析、整理し、インターネット等を活用して、広く国民に提供していきます。

キ 各主体の連携

国民、民間団体、事業者、行政等の各主体による協働を推進するためには、必要な情報が各主体に行き渡るよう情報の提供に努めるとともに、地域における活動のコーディネーターを育成し、地域で活躍できるよう支援します。

また、地域の協力も得ながら総合的な学習の時間を効果的に実施すること、地域に根ざし、地域と一緒に日常的な環境教育を進めるため「環境クラブ」のような課外活動を設けること、学校評議員制度や学校評価を通じて地域と学校が連携し、環境教育の視点を確保することも大切です。また、各地の先進的な連携の事例についての情報の収集や提供を行うとともに、シンポジウムや全国規模の実践発表大会等を通じて、各主体をつなぐ手法等を全国に普及していきます。

地方公共団体において、環境部局と教育部局のみならず、市民、農林水産、経済、都市、土木、交通等環境教育に関係する様々な部局間で連絡調整が行われるようになることが重要です。特に、環境部局と、教育部局又は教育委員会との間の連携が必要不可欠です。

このため、都道府県又は市町村が法第8条の2に基づいて環境部局と教育部局や教育委員会、その他の関係部局から構成される環境教育等推進協議会を組織する場合には各部局の連携が推進されるよう、政府は助言を行います。

ク 環境教育の更なる改善に向けた調査研究

政府は、環境教育の実施状況、内容や方法についての国内外の調査研究を行い、この調査研究結果を踏まえて環境教育の改善に努めていきます。また、この調査研究結果を幅広く提供し、様々な場での環境教育や指導者育成のための研修にいかしていきます。

② 職場における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組

職場において職員一人一人の環境に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、その職場からの環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取組まれる施策や事業をより環境に良いものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していく上での基盤となります。さらに、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育は、社会人への環境教育等を行う有効な機会の一つであり、また、職場において環境教育を受けることにより、その人の家庭や地域における取組につながることを期待されます。また、職場としてボランティア活動等の社会貢献活動に取り組みたり、職員が個人として社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことは、民間団体、事業者、行政を問わず、社会的責任の観点や外部との協働取組を進める上で重要です。また、ISO14001 やエコアクション 21等の環境マネジメントシステムは、その組織の環境保全の取組を外から見えやすくします。こうした職場における取組は、国や地方公共団体において率先垂範して取り組むことが重要です。

ア 環境に関する研修等の充実

国においては、行政のみならず立法、司法すべての機関の職員が、通常の業務や各種施策を実施する際に、環境への配慮を織り込むために必要な知識が得られるよう、政府で行われている様々な研修において環境に関する講座の充実を図ります。

また、より高度で専門的な環境教育を受けられるよう、

環境省の環境調査研修所の研修をはじめ、関係府省の研修を強化し、職員が必要な研修を受講するよう積極的に働きかけます。

これらの研修は、単に環境についての知識を得るだけのものではなく、職員の環境保全に取り組む意欲を高めるよう体験的な手法を取り入れるなど研修の内容や手法の改善を検討していきます。また、政府は、所管する独立行政法人等及び地方公共団体の職員、とりわけ地域と密接につながる市区町村の職員に対し、国の職員と同様に、その職員に対する研修において環境に関する講座を設けることについて働きかけていきます。

事業者においては、その多くで従業員に対し環境教育等を実施していますが、定期的な環境教育等を行っている事業者は多くはなく、また、中小規模の事業者では十分に行われていない現状にあります。また、環境法規の遵守に必要な知識の教授だけでなく、事業者の社会貢献や社会的責任として環境問題に積極的に取り組むため、従業員に必要な知識、判断能力、意欲をはぐくむとの観点から環境教育等が必要になっています。これを支援するため、従業員向けの環境教育等に関しノウハウが不足している事業者に対して、共通的な環境教育プログラムを作成して提供します。また、事業者の環境教育プログラムの作成に必要な情報提供を進めます。

また、それらの環境教育等を進める際には、地域の民間団体等の社外の主体と協働することが望ましいため、適切な連携先を見つけやすくするための情報を提供していきます。

イ 環境に関するボランティア活動の促進

政府として、職員が環境に関するボランティア活動に取り組むことを支援するため、研修を充実するとともに、環境に関するボランティアについての情報提供を行い、年次休暇を活用したボランティア活動を促進します。

また、独立行政法人等や地方公共団体において、職員が年次休暇やボランティア休暇を活用して環境に関するボランティア活動へ参加しています。政府は、こうした制度の活用について働きかけていきます。

事業者は、自らボランティア活動等の社会貢献活動に取り組んだり、その従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことが求められています。このため、事業者、従業員、こうした従業員を受け入れる民間団体等それぞれの意識を高めたり、休暇制度やインターン制度等を活用し、従業員がボランティア活動に参加しやすいような仕組みを工夫する必要があります。また、退職者によるボランティア活動の促進も重要です。

政府としては、ボランティアに関する情報提供、普及啓発、積極的な取組事例の表彰等を通じて、ボランティア活動の促進を図ります。

ウ 情報の提供、表彰

環境省は、従業員向けの環境教育等に関して助言や指導を行うことができる人材を環境カウンセラーとして登録、公表します。その他、民間団体、事業者、行政等が育成又は認定している環境保全に関する指導者の中には、事業者が従業員向けに行う環境教育等に活用できる人材も多いこ

とから、そのような情報についても広く提供します。

また、積極的に従業員向けの環境教育、環境保全の意欲の増進、環境保全活動の支援を行っている事業者に対し、表彰その他により支援します。

③ 環境教育等支援団体の指定

国民や民間団体等が、環境保全活動や環境教育等の活動を効果的に行うためには、他地域における同様の活動等に関する情報の入手や、各分野における専門的な助言を得ること、さらには指導者などのあっせん又は紹介を受けることなどが有効です。

そのため、そうしたサービスを提供する団体の社会的な信頼性を高め、支援を求める者が適確な支援を受けることができるよう、業務を継続的に実施するための必要な資力を有していることや、十分な経験を有していること、そして公正かつ適確な支援業務の実施が見込まれることを指定の要件として、環境教育等支援団体の指定制度の適切な運用をしていきます。

また、民間団体による独自の創意工夫によって自発的に行われてきた支援が、指定によって損なわれることがないように運用を図ります。

④ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供

ア 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録制度

民間団体、事業者等の人材認定等事業の社会的な信頼性を高めること、環境教育等の指導者や協働取組の促進に必要な能力を有するコーディネーターやファシリテーターに関する情報を入手しやすくすることが求められています。また、環境教育の教材についても、要望に応じた適切な教材を入手するために必要な情報が求められています。法に基づいて、人材認定等事業の登録制度の適切な運用をしていきます。

この登録制度の対象となる事業は、本来、自発的に行われてきた事業であり、民間ならではの創意工夫により、社会のニーズに対応して事業が展開されています。こうした民間ならではの良さを損なうことのない運用を図ります。

学校や社会教育等の環境教育の現場においては、信頼に足る人材や教材についての情報が欲しいという要請があります。このため、登録制度では、人材認定事業又は人材育成事業については、指導者を育成する上で必要最低限のレベルを有している事業であって、公正かつ継続的な運営を行っているものを登録の対象とし、現場に提示していきます。

また、教材開発・提供事業については、政治的、宗教的に一方に偏った立場のものでなく、環境の保全についての理解を深め、環境保全活動を行う意欲を増進するために効果的な教材開発を行っている事業であって、公正かつ継続的な運営及び教材提供を行っているものを登録の対象とし、現場に提示していきます。

さらに、登録された事業によって認定又は育成された人材や、開発・提供された教材については、地域の実態等を踏まえつつ、家庭、学校、地域、職場等の様々な場におい

て適切に活用していくことが期待されています。このため、登録された事業に関し、その事業の内容、事業により育成又は認定される人材の有する技術の内容やその程度、事業により開発・提供される教材の内容等の情報について分かりやすく、かつ、適切に情報提供を行うことにより、教育現場の判断の材料を提供します。

なお、当該事業により開発・提供される教材を学校の補助教材として選択するに当たっては、その内容が教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったものであるか、また、地域や学校の実態、児童生徒等の心身の発達の段階や特性に即して適切なものであるか等について、各教育委員会及び学校において十分留意することが必要です。

イ 人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業に関する情報提供等

民間団体、事業者、政府、地方公共団体等により行われている多様な人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業や、作成されている人材育成のプログラムについては、その情報が十分に整理されてはいません。そこで、人材認定等事業者や人材育成プログラム等に関する情報を収集、整理、分析して体系的なデータベースを構築し、インターネットを通じて提供します。

また、人材育成プログラムの質の向上を図るため、求めに応じて必要な助言を行います。

⑤ 拠点機能整備

ア 政府の拠点機能整備

環境省は、国連大学と共同で企画し設置した地球環境パートナーシッププラザや、地方環境事務所ごとに設置している地方環境パートナーシップオフィスや、住民、民間団体、事業者、行政等のネットワークづくりを行うための拠点として活用し、先進事例の紹介、各主体間の連携促進のための意見交換会の開催等に努め、世代を超えた環境教育や協働取組の促進等に取り組んでいきます。このほか、拠点の機能の強化の観点から関係府省の地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体や地方公共団体等との協力を推進します。また、防災ステーション等における地域のニーズを反映した環境教育等の支援機能の整備を進めます。

現在、各地にある青少年教育施設、森林、自然公園、都市公園、河川、湖沼、海岸、港湾、漁港、農地等でも、環境保全活動や環境教育等を行っていることから、こうした拠点の充実や機能強化、拠点間の連携を図り、効果的な支援を進めていきます。

さらに、周辺の地方公共団体が整備した拠点、公民館、学校、博物館等の文教施設、民間団体や事業者等が設立又は運営している環境学習施設、自然体験活動を行う各種の施設、全国・地域地球温暖化防止活動推進センター、民間団体等を支援するための施設、見学を受け入れている工場等各種拠点との連携の強化や役割分担を図っていきます。

イ 地方公共団体の拠点機能整備に対する支援

地方公共団体が行う拠点の整備や運営に関し、全国各地

の取組事例や人的資源に関する情報交換等を通じて、地方公共団体の拠点が有効に運営されるよう支援を行います。

また、拠点を効果的に運営できるよう、環境調査研修所等において研修を様々な形で開催し、地方公共団体の拠点を担う人材を育成していきます。特に、こうした拠点では住民、民間団体、事業者、行政等とのパートナーシップづくりを促進できるようなコーディネーターの存在が不可欠であり、こうした人材の育成に取り組めます。

⑥ 体験の機会の場の認定

個人や事業者等が環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育のために自らの土地等を提供することは、民間団体等の取組を支える基盤となります。

優れた自然が残されている土地について、民間団体等が、所有者から寄附や遺贈等の形で譲り受け、買い取り、又は所有者と賃貸借協定を結ぶナショナルトラスト活動が進められているほか、事業者による展示施設や社有林の提供といった取組が進められています。このような土地等は、多くの場合、自然観察会やエコツーリズム等自然体験の場として活用されています。ナショナルトラスト活動等民間団体等が行う取組では、土地の取得や管理のために必要な資金の確保が大きな課題となっています。資金を確保するためには、全国的な支援の輪が広がる必要がありますが、民間団体等の取組の多くはその地域周辺の住民にしか知られていません。

一方、事業者は、工場等の施設に見学者を受け入れ、環境教育を行っています。ものづくりやサービス提供等の現場の見学、事業の経験に基づいて実施される環境教育により、見学者、事業者の双方で、事業活動と環境の関係について学び、理解を深めることが期待されます。事業者等による土地や建物の提供、施設の活用においては、事業者等側には土地や建物等を保全、管理し、安全を確保しながら自然体験や環境学習等を効果的に行うノウハウや資金が不足していることが課題となっています。

また、子どもの保護者やその所属する学校等は、自然体験活動に伴う安全性についての関心が高く、自然体験活動を推進するに当たっては安全確保に関する信頼性が求められています。

こうした課題を踏まえ、土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動等の体験の機会の場を、都道府県知事が認定する制度について、適切に運用します。

具体的には、安全管理体制の整備、危険箇所の表示や事前講習の実施など、安全対策が講じられることを認定要件とすることによって、体験の機会の場を求めている者に対して安全性に関する情報を提供し、体験の機会の場の信頼性の確保に努めます。一方、自然体験活動においては、安全性を過度に求めることによって、体験による効果を大きく損ねることにもなりかねない点にも留意します。

また、税制上の優遇措置、「都市緑地保全法」等に基づく管理協定、「自然公園法」に基づく風景地保護協定、「森林法」に基づく施設実施協定等により土地等の提供が更に進むよう、地方公共団体やNPO法人、土地所有者等と連携し、支援の仕組みの効果的な活用を図ります。

さらに、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区の指定、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地特別保全地区等の指定を

推進することで、土地所有者等が保全を望む緑地について、地方公共団体やNPO法人等の緑地管理機構による土地の取得や管理協定の締結の促進を図ります。

近年、民間団体等が環境保全活動を支援するための拠点を整備する事例が見られます。政府は、このような「民設民営」の拠点についても、その自発性を尊重しつつ、連携、協力し、適切な役割分担を図って、全体として効果的な支援が進むよう努めていきます。

⑦ 各主体間の協働取組の在り方の周知

連携や協働、パートナーシップという言葉は、様々な場面で使われています。効果的な協働取組のためには、各主体の間で、協働取組の進め方や実現される目標がしっかりと共有されることが不可欠です。このような課題に対し、協働取組の指針やガイドラインの策定が地方公共団体等により進められています。協働取組の経験を蓄積し、効果的な実施のための考え方を共有していくことが必要です。

政府は、自らの又は地域における協働取組の事例、地方公共団体の協働取組の指針等について調査し、結果を提供します。また、環境保全に関する協働取組の在り方について共通理解が広まるよう検討し、実践の場を通じた取組を進めます。

協働取組を広げていくためには、コーディネーターやファシリテーターといった人材が不足しており、その育成が大切です。政府は、人材の育成を進めるとともに、人材を育成又は認定する民間事業について、人材認定等事業の登録制度を活用しながら、情報の収集とその提供を行います。

⑧ 情報の積極的公表

環境問題への取組を進める上では、参画する各主体間で必要な情報を共有することが不可欠です。このため、必要な情報を有する主体は、その情報の提供、共有に積極的に努めなければなりません。

また、公表される情報は、難解であり、又は情報量が多すぎるため、特に国民や民間団体、子どもが十分に理解できない場合があるという課題があります。また、情報が公表される時期や範囲も取組を進める上で適切なものでなければなりません。

政府としては、情報の積極的な公表について、以下のよう

ア 政府の保有する情報の積極的公表

政府が保有する環境保全に関する情報については、正確で網羅的な情報をインターネットを通じて提供し、また、各種の白書、調査報告書等により、分かりやすく積極的に公表していきます。

これらの情報の公表に当たっては、広く環境保全活動や環境教育の現場にまで迅速に伝わるよう民間団体、人材認定等事業を行う登録民間団体等、地域に整備する拠点、環境カウンセラーや化学物質アドバイザー等の人材、報道機関等に対して、積極的に情報提供します。

情報については、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等のマスメディアやインターネットを通じて効果的な伝達に努めます。また、ワークショップ、舞台芸術、コンサ

ート等の直接人と人が参加する場を通じて普及啓発等を行う民間団体等と協力して、効果的な情報の伝達を進めます。

特に子どもに対しては、関係府省が行う子どもを対象とした見学会、環境月間等で催される行事、パンフレット等を活用し、分かりやすく、興味が抱けるような形で情報を公表していきます。

イ 公表された情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供

国民、民間団体、事業者等が公表した情報については、地域の拠点等を通じて、収集し、整理した上で、結果をインターネットや地域の拠点等を通じて広く提供していきます。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に基づき一定の公的法人による環境報告書の作成、公表を進めるとともに、環境報告書に関する事業者の自主的な取組を、環境報告書の利用の促進、信頼性の向上の観点から支援します。

⑨ 国際的な視点での取組

環境保全に自ら積極的に取り組むには、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要です。

我が国は、国際的な動きを踏まえ、国内で環境教育等に適切に取り組むとともに、我が国の経験をいかし、国際的な協力を様々なレベルで進め、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable development : ESD）や協働取組のあるべき姿を国際的に発信していきます。

ア 国際的な動きを踏まえた国内での対応

政府は、2005年（平成17年）から始まる10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年（United Nations Decade of Education for Sustainable Development : DESD）」とする国連決議を受けて、2006年に「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画を策定し、2011年（平成23年）に改訂しました。この実施計画に基づき、開発教育、福祉教育、多様な文化や歴史についての教育、平和教育、人権教育等幅広い分野の教育と連携しながら環境教育を進め、あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識しながら持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを目指します。

また、地球サミットでリオ宣言が採択された1992年（平成4年）から20年目に当たる2012年（平成24年）に開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」は、「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」がテーマの一つとなっており、そうした国際動向も踏まえて、環境教育や環境保全活動の推進に取り組みます。

さらに、急速な経済成長や人口増加等に伴い、環境問題が深刻化するアジア諸国において持続可能な社会をつくるためには、経済社会をグリーン化できる環境人材の育成が必要であり、そのための産学官民によるネットワークの形成等の支援を行います。

こうした取組を、政府だけでなく、地方公共団体、企業、

国民等とともに展開していくため、環境省と国連大学が共同で企画し設置した地球環境パートナーシッププラザ等の拠点を通じ、国際的な情報の国内への普及、国内の動向に関する情報の海外への発信を進めていきます。

イ 国際社会との協力

政府は、持続可能な開発のための教育に関する我が国の優良事例を国際的に発信し、これらの事例を共有するほか、環境教育に関する国際的な対話の場の設定やネットワーク作りを、国民、民間団体、事業者、地方公共団体等と連携して推進します。また、我が国の提案により「国連持続可能な開発のための教育の10年」が世界で取組まれることになった経緯を踏まえ、関係国際機関と必要な協力を図りながら、開発途上地域に対する環境協力において、人づくりの視点を重視し、我が国の経験をいかして現地の持続可能な開発を担う人材を育成するため、環境教育の強化のための支援に関する取組を実施していきます。その際には、現地の事情に精通した民間団体等と連携しつつ、現地のニーズを十分に把握し、持続可能な社会づくりを念頭に協力の内容、手法を検討し、効果的な実施に努めます。

また、独立行政法人環境再生保全機構の地球環境基金、外務省のNGO事業補助金や無償資金協力、郵便事業株式会社の寄付金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄付金や社団法人国土緑化推進機構の緑の募金等開発途上地域で環境協力を行っている民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。

3 その他の重要事項

(1) 各主体間の協働取組

① 政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項

国民、民間団体、事業者の自発的な取組が、環境の保全において大きな役割を果たすことを踏まえ、環境保全に関する施策その他の持続可能な社会づくりに関連する施策の策定や実施に当たっては、パブリックコメント、公聴会、意見交換会等により環境保全に取り組む国民各界各層の意見を聴く機会を多く設け、様々な主体との間で経験や考え方を共有するための対話を一層進めるほか、政策に関する提案を積極的に受け付け、活用するなど、国民、民間団体、事業者との連携に留意します。

また、国民、民間団体や事業者との間で協働取組を行う際には、協定などによって参加する主体の役割分担を明らかにすることとします。

このような政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組に当たっては、自発性を尊重し、適切な役割分担を図るとともに、国民、民間団体、事業者等が参画して連携の在り方の評価、改善を行うことにより、協働取組のより良い方法について検討を進めます。

② 政府と地方公共団体との連携強化

地方公共団体の担当者を対象として開催する会議や地域の拠点を活用し、緊密な情報交換を行い、地方公共団体と

の連携を更に強化していきます。

地方公共団体との連携を図る際には、地方公共団体内でも環境部局と教育部局をはじめ、市民、農林水産、経済、都市、土木、交通部局間の横の連携が図られるよう、関係府省が連携して適切な配慮を行うよう努めます。

特に、住民や家庭に近く環境教育等について大きな役割を果たしている市区町村や学校との情報交換や連携の更なる強化に努めます。

法に規定されている理念や事項にのっとり、都道府県及び市区町村は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めること、その推進に関する行動計画を作成するよう努めることとされていますが、各地方公共団体の間で施策や計画等について情報交換が行われることが必要です。また、行動計画の策定、施策の実施や評価において、幅広く意見を聴取し、また行動計画の作成又は変更の提案を受け付けるなど、住民が参加する仕組みを設けることが期待されており、政府は、先進事例等に関する情報交換の場の提供や情報提供を進めます。

③ 関係府省の連携強化

政府は、法第24条の2に基づき、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する環境教育等推進会議を開催し、緊密に情報を交換することで、関係府省の連携を一層強化して、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組を適切に推進していきます。

(2) 法の施行状況についての検討、見直しの準備

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する各種施策について、毎年の進展状況とそれによる効果等について必要な調査を行います。また、施策の評価をするための指標の在り方等についても、量的な指標だけでなく、質的な指標の在り方を含め検討します。これらの結果について評価し、公表するとともに、施策の改善に向けて、国民各界各層の意見を聴きながら検討を行います。その検討結果を基に、法の施行後5年を目途に、本基本方針の改定等必要な措置を講じます。

数字・アルファベット

3R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の3つの頭文字をとったもの。循環型社会を構築していくためには、まず廃棄物等の発生抑制、そして再使用、次に再生利用の順で取り組むことが重要である。

CSR

「企業の社会的責任」のこと (Corporate Social Responsibility : CSR)。

事業者には、環境の保全を果たすべき社会的責任のひとつとしてとらえた経営を行うことが求められる。

EMS

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組み (EMS-Environmental Management System) のこと。

ESD

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。

現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

ICT

情報通信技術 (Information and Communication Technology) のこと。

あ行

うちエコ診断

各家庭のライフスタイルに合わせた省エネ、省CO₂対策を提案するサービスを提供することにより、

受診家庭の効果的なCO₂排出削減行動に結びつけるもの。

エコタウン

省エネルギー設備や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した分散型のエネルギー設備を積極的に導入し、地域内で生み出されたエネルギーを次世代送電網 (スマートグリッド) などを使って地域内に供給する環境に優しいまちのこと。

か行

環境教育リーダー

知事が委嘱する、県民が環境教育や環境保全活動を目的として開催する講演会や学習会、観察会などで、講師として講演や講義、指導助言等 (以下「出前講座等」という。) を行う者。地球環境、自然環境保全、廃棄物やリサイクル、省エネ、節電、エコなどの環境教育や環境保全活動について知識と経験を有しており、出前講座等を行うことで、環境教育及び環境保全活動を推進している。

環境配慮行動

環境に配慮した生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などのこと。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組む仕組みのこと。(例 : ISO14001・エコアクション2.1など)

グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」でガイドラインなどを示している。

さ行

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われている。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号、エネルギー供給構造高度化法）では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定している。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ長期に利用し、最後にどうしても利用できないものは資源に戻して利用することにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

省エネルギー

エネルギーの効率的な使用や、余分なエネルギーの消費を抑制することによって、エネルギーの消費量の削減を図ること。わが国では、省エネ法に基づき、省エネルギーの推進に努めている。第8次国民生活審議会総合部会報告によれば、生活における省エネルギーの基本的な要件について、①エネルギーを無駄なく消費すること、②エネルギーを効率的に消費すること、③生活様式の工夫によってエネルギーを大切に使うこと、としている。

水素エネルギー

水素を燃料としたエネルギーのこと。水素は地球上に豊富に存在しており、燃焼させても水を生成するのみであることから、極めてクリーンな燃料である。

水素ステーション

燃料電池自動車等に燃料となる水素を供給するための施設。

生物多様性

森や川、海などの多様な環境の中で様々な生きものが生息・生育し、それぞれの生きものが自然を介して他の生きものとの間に様々な関わりを持っている状態のこと。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの多様性がある。

た行

地球温暖化

大気中のCO₂等の温室効果ガスが人間の経済活動などに伴って増加する一方、森林の破壊などによってCO₂の吸収量が減少することにより、地球全体の気温が上昇する現象のこと。

低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）の排出を、経済発展を妨げることなく、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

な行

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学反応させることで電気を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は水（水蒸気）だけで、二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化の防止に貢献することが期待されている。

燃料電池自動車

搭載した燃料電池により発電した電力を使ってモーターを駆動させる自動車。自動車用燃料電池では、燃料として圧縮水素が用いられる。エネルギー利用効率が高く、二酸化炭素や大気汚染物質を排出せずクリーン。また、水素充填時間が3分程度と短く、さらに圧縮水素はエネルギー貯蔵効率がいため、電気自動車より一回充填当たりの走行距離が長いといった特徴がある。

は 行

こと。我が国ではユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置付けている。

廃棄物

占有者が、自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となったもの（放射性物質およびこれによって汚染された物を除く）をいい、産業廃棄物と一般廃棄物に分類される。工場からの排ガスや自動車の排出ガスなどの気体状のものは、廃棄物には該当しない。

なお、ある特定のものが廃棄物に当たるかどうかは、取引価値の有無、占有者の意思、その性状などを総合的に勘案して判断される。

放射性物質

「放射線を出す性質」をもつ物質のこと。福島第一原発事故では、主に放射性ヨウ素と放射性セシウムが原子炉から放出され、そのうち長く残存する放射性セシウムの影響が問題となっている。温泉に含まれているラドンやラジウム、動植物に含まれているカリウムなども放射性物質であり、もともと自然界に存在している。

ま 行

みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言

e 行動とは、環境にやさしい行動（環境配慮行動）をいい、県民・事業者の方に、日々の生活で取り組んでいただきたい項目を選択・宣言し、実践していただくのが「みやぎ e 行動 (eco do!) 宣言」。

宮城県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法第 23 条に基づき、地球温暖化防止の取り組みを進める者として、知事が委嘱している。活動内容は「地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、住民の理解を深めること」や「温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること」などとされており、各地域で特色のある活動を行っている。

や 行

ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校の

宮城県環境教育基本方針

宮城県環境生活部環境政策課

T E L 022-211-2663

F A X 022-211-2669

E-mail kankyop@pref.miyagi.lg.jp

H P <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>



本冊子の作成に当たり、原材料調達及び印刷加工段階等において排出されるCO₂(1部当たり839g-CO₂)の全量をカーボン・オフセットしています。

再生紙を使用しています

